

藤田医科大学大学院学則（案）

昭和53年規程第1号

施行 昭和53年4月1日

改正 令和6年4月1日

第1章 総則

（目的）

第1条 藤田医科大学大学院（以下、本大学院という）は、藤田医科大学学則（昭和51年規程第1号。以下、学則という）第2条の2に基づき設置され、それぞれの研究科において、次の事項を目的とする。

- （1）医学研究科は、医学に関する学術の理論及び応用を研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与するとともに、医科学分野の基礎的・独創的研究と高度先進医療・健康開発活動を推進する臨床医科学研究、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことに重点を置き、指導的人材となる研究者、教育者及び臨床医を養成すること
- （2）医療科学研究科は、本学の建学の精神「獨創一理」の理念のもと、専門的な医療技術の発展に寄与する独創的な研究を推進するとともに、革新的なイノベーションにより基礎・臨床研究で成果を挙げ、国内外で活躍できる医療者、研究者及び教育者を養成すること
- （3）保健学研究科は、高度な知識と科学的思考に基づき、地域保健福祉・医療現場と協働しながら問題が解決できる資質と、高い倫理観を有した高度専門職業人、研究者及び教育者を養成すること

（自己点検及び評価）

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制については、別に定める。

第2章 大学院の組織

（研究科）

第2条 本大学院に医学研究科、医療科学研究科及び保健学研究科（以下、各研究科という）を置く。

（大学院及び専門職大学院の課程）

第3条 医学研究科に修士課程、博士課程及び専門職学位課程、医療科学研究科に修士課程及び博士後期課程、保健学研究科に修士課程及び博士後期課程を置く。

2. 専門職大学院の課程は、専門職学位課程とする。

(各課程の人材の養成に関する目的)

第3条の2 医学研究科修士課程は、基礎生物学から臨床医学・社会医学までを見通す広い視野を備え、既成概念にとらわれない自由な発想を有する研究者及び医療従事者を育成することを目的とする。

2. 医学研究科博士課程は、独創的研究によって学術水準の向上に寄与し得る研究者の養成を主眼とし、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3. 医学研究科専門職学位課程は、病院経営学、病院管理学、医療政策学・医学の知見と国際社会に通用する思考力に基づく、健全な病院経営実現のための高度専門知識の基盤を固め、課題発見及び分析能力並びに実践能力を有する高度の専門職人材の育成を目的とする。

4. 医療科学研究科修士課程は、高度な知識と科学的根拠に基づいた問題解決のためのアプローチを修得し、個々の患者に最適な医療を提供する医療者及び高度専門職、将来の医療に役立つ独創的な研究開発能力を有した研究者の育成を目的とする。

5. 医療科学研究科博士後期課程は、現代医療の高度化、複雑化及び多様化に幅広く対応するために、高度な知識と科学的根拠に基づき、専門的な医療技術の発展に寄与する独創的な研究開発能力と高い倫理観を有した教育者、研究者及び指導者の育成を目的とする。

6. 保健学研究科修士課程は、すべての人に健康と福祉を届け、専門職連携協働、全人的ケア及び治療を実現するため、高度な知識と科学的思考を有する研究者、教育者及び高度専門職業人の育成を目的とする。

7. 保健学研究科博士後期課程は、新たな保健学研究の創発を通して我が国の学術研究の発展に貢献し、保健学の状況の変化にも即応できる高度な専門性を有する、地域的、国際的な高度専門職業人、教育者、研究者の育成を目的とする。

(専攻)

第4条 医学研究科修士課程に医科学専攻を置き、次の領域を設ける。

(1) 医科学領域

2. 医学研究科博士課程に医学専攻を置き、次の領域を設ける。

(1) 基礎医学領域

(2) 臨床医学領域

3. 医学研究科専門職学位課程に病院経営学・管理学専攻を置き、次の領域を設ける。

(1) 病院経営学・管理学領域

4. 医療科学研究科修士課程に医療科学専攻を置き、次の領域を設ける。

(1) 生体情報検査科学領域

(2) 医用量子科学領域

(3) 医用生体工学領域

5. 医療科学研究科博士後期課程に医療科学専攻を置き、次の領域を設ける。

(1) 生体情報検査科学領域

(2) 医用量子科学領域

(3) 医用生体工学領域

6. 保健学研究科修士課程に保健学専攻を置き、次の領域を設ける。

(1) 看護学領域

(2) リハビリテーション学領域

7. 保健学研究科博士後期課程に保健学専攻を置き、次の領域を設ける。

(1) 看護学領域

(2) リハビリテーション科学領域

(教員)

第5条 研究科ごとに研究指導及び授業を担当する教員を置く。なお、設置する教員については別に定める。

2. 必要に応じ研究支援推進本部又は橋渡し研究支援人材総合教育・育成センターに所属する教授等を、これに充てることができる。

(研究科長)

第6条 研究科ごとに研究科長を置き、各研究科の基礎となる学部の学部長をもって充てる。

(全学教学運営委員会)

第7条 本大学院において、管理運営に関する重要な事項については、全学教学運営委員会にて審議する。

2. 全学教学運営委員会の管理及び運営に関する規程は、別に定める。

(研究科委員会)

第8条 本大学院の各研究科に各々研究科委員会を置き、医学研究科においては専門分野教授、医療科学研究科及び保健学研究科においては専門分野担当教授（以下併せて、担当教授という）をもって構成する。

2. 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3. 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下、学長等という）がつかさどる教育研究に関する事項のうち、別に定める事項について、学長等の求めに応じて審議し、意見を述べるができる。

4. 研究科委員会は、第2項及び前項に定める場合のほか、教育研究に関する事項について審議し、その結果を学長等に伝えることができる。

5. 研究科委員会の運営に関する規程は、別に定める。

第3章 修業年限及び在学期間並びに収容定員

(修業年限)

第9条 医学研究科の標準修業年限は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、博士課程においては、少なくとも3年以上在学しなければ課程修了は認められない。

- (1) 修士課程 2年
- (2) 博士課程 4年
- (3) 専門職学位課程 1年6月

2. 医療科学研究科の標準修業年限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 修士課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年

3. 保健学研究科の標準修業年限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 修士課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年

4. 学長は、医療科学研究科又は保健学研究科において、学生が、就業、育児、介護等を理由に、前項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的な長期履修を願い出たときは、許可することができる。なお、許可に際しては当該研究科委員会に意見を求めることができる。

5. 前項の手続きに関する規程は、別に定める。

(在学期間)

第10条 在学期間は、次の各号に掲げる年数を超えることはできない。

- (1) 医学研究科修士課程 4年
- (2) 医学研究科博士課程 8年
- (3) 医学研究科専門職学位課程 3年
- (4) 医療科学研究科修士課程 4年
- (5) 医療科学研究科博士後期課程 6年
- (6) 保健学研究科修士課程 4年
- (7) 保健学研究科博士後期課程 6年

(収容定員)

第11条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学研究科	医科学専攻	5名	10名				
	医学専攻			52名	208名		
	病院経営学 ・管理学専攻					10名	20名
	計	5名	10名	52名	208名	10名	20名

研究科名	専攻	修士課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医療科学研究科	医療科学専攻	25名	50名	4名	12名
	計	25名	50名	4名	12名

研究科名	専攻	修士課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保健学研究科	保健学専攻	25名	50名	6名	18名
	計	25名	50名	6名	18名

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、次の各号に掲げる場合の学年は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 秋期入学者 10月1日に始まり、翌年9月30日に終る
- (2) 医学研究科専門職学位課程第2学年 4月1日に始まり、同年9月30日に終る

(学期)

第13条 学年を次の前期又は春期、後期又は秋期の2期に分ける。

前期／春期 4月1日から9月30日まで

後期／秋期 10月1日から翌年3月31日まで

2. 前項の学期の呼称は、各研究科において定める。
3. 前項の規定にかかわらず、学長は、教育上の必要があると認めるときは、全学教学運営委員会の議を経て、前期／春期の終了日又は後期／秋期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第14条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 本学開学記念日(10月10日)
- (4) 創設者総長藤田啓介先生顕彰の日(6月11日)
- (5) 春季休業 3月下旬から4月上旬まで
- (6) 夏季休業 7月下旬から9月下旬までの間で各研究科にて定める。
- (7) 冬季休業 12月下旬から1月上旬まで

2. 学長は、必要により休業日を変更することができる。
3. 前各項の規定にかかわらず、学長は、教育上の必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる休業日に授業を行うことができる。

第5章 入学、休学、復学、転分野、転学、退学、再入学及び除籍

(入学期)

第15条 入学の時期は、毎年度、学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 各研究科修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した専修学校の専門課程を修了した者
- (8) 昭和28年文部省告示第5号に基づき文部科学大臣の指定した者
- (9) 各研究科において個別の資格審査により第1号に定める者と同等以上の学力があると認められた22歳以上の者

2. 医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学部医学科、歯学部又は6年制の獣医学部、6年制の薬学部を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学、薬学）を修了した者
- (3) 昭和30年文部省告示第39号に基づき文部科学大臣の指定した者
- (4) 医学研究科において第1号に定める学部（学科）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3. 各研究科博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 平成元年文部省告示第118号に基づき文部科学大臣の指定した者
- (7) 各研究科において個別の入学資格審査により第1号に定める者と同等以上の学力があると認められた24歳以上の者

4. 医学研究科専門職学位課程に入学することのできる者は、医学部医学科を卒業した人材に次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 医師免許を有するもの
- (2) 10年以上の実務経験を有する者
- (3) 地域において中核的な役割を担う病院や地域を支える病院の病院経営・管理の実務に取り組み、地域を支えるリーダーとなることを志す者
- (4) 地域において中核的な役割を担う病院や地域を支える病院の医療専門職業等に就いており、病院経営・管理に関する高度の専門的知識や実務能力の修得を志す者
- (5) 医学研究科専門職学位課程において個別の資格審査により前項各号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(入学出願手続)

第17条 入学を志願する者は、本大学院指定の入学願書に履歴書、成績証明書、推薦書及び入学検定料を添え、定められた期間内に提出しなければならない。

(入学選考)

第18条 学長は、入学を志願する者について、選考の上、合格者を決定する。

2. 入学選考は、学力試験、面接について行うものとする。ただし、試験の方法は、各々の研究科委員会（以下、各研究科委員会という）がその都度定める。

(入学手続)

第19条 選考の結果、合格した者は、指定の期日までに所定の入学金及び授業料を納付し、別に定める手続きを完了しなければならない。

2. 学長は、前項の手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

(休学)

第20条 学長は、休学を希望する者が疾病その他やむを得ない事由により、その事由を記載し、医学研究科においては医学研究科長、医療科学研究科においては医療科学研究科長、保健学研究科においては保健学研究科長（以下併せて、各研究科長という）を経て願い出た者がいるときは、これを許可することができる。ただし、疾病による場合は医師の診断書を提出しなければならない。

2. 学長は、疾病その他の事由により修学することが不相当と認めるときは、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第21条 休学の期間（以下、休学期間という）は、当該年度をまたぐことはできない。ただし、学長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

2. 休学期間は在学期間に算入しない。

3. 休学期間は、通算してそれぞれ所属する専攻の修業年限を超えることができない。

(復学)

第22条 学長は、休学期間内に疾病その他の事由が止んだとして復学を願い出た者がいるときは、これを許可することができる。ただし、休学の事由が疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(転分野)

第23条 学長は、各研究科内における転分野を願い出た者がいるときは、学年の始めに限り、考査の上、許可することができる。

2. 前項により転分野を希望する者は、所属する担当教授の推薦書を願書に添付して、各研究科長に願い出るものとする。

3. 学長は、転分野出願者に対する考査の方法について、その都度決定するものとする。

4. 学長は、第1項の許可をするときは、既に履修した授業科目及び単位数、並びに在学期間について、決定しなければならない。

5. 学長は、第3項及び前項の決定に際しては各研究科委員会に意見を求めることができる。

(転学)

第24条 学長は、他の大学院への転学を希望するとして、願い出た者がいるときは、これを許可することができる。なお、願い出に際しては、担当教授を経て各研究科長に転学願を提出するものとする。

2. 学長は、本大学院への転学を願い出た者がいるときは、学年の始めに限り、許可することができる。

3. 学長は、前項の許可をするときは、転学を許可された者の、既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学期間について、決定しなければならない。

4. 学長は、第2項の許可及び前項の決定に際しては各研究科委員会に意見を求めることができる。

(退学)

第25条 学長は、退学を希望する者が、その事由を記載して退学を願い出たときは、これを許可することができる。なお、願い出に際しては、担当教授を経て各研究科長に退学願を提出するものとする。

(再入学)

第26条 学長は、前条により退学した者が再入学を願い出たときは、学年の始めに限り、

考査の上、これを許可することができる。

(除籍)

第27条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当したときは、これを除籍する。

- (1) 正当の事由がなく所定期日までに授業料を納入しない者
- (2) 第10条に規定する期間を超えた者
- (3) 死亡した者
- (4) 病気その他やむを得ない事由により、成業の見込みがないと認められた者

第6章 分野、授業科目及び単位数

(分野及び授業科目)

第28条 各研究科の教育課程は、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表2-1、別表2-2、別表3-1、別表3-2のとおりとする。

2. 授業科目は、必修科目と選択科目とする。
3. 授業科目の学年配分及び毎週授業時間数は、各研究科委員会において定める。

(単位の計算方法)

第29条 授業科目の単位数の計算は、講義及び演習については15時間又は30時間、実験及び実習については30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

第7章 履修方法等

(研究指導及び授業)

第30条 各研究科における研究指導は、原則として担当教授（医療科学研究科及び保健学研究科においては教授又は准教授とし、以下同じ）が担当する。

2. 各研究科における授業は、原則として第5条第1項に定める教員が担当する。ただし、必要に応じて第5条第2項に定める教員が担当する。
3. 前項にかかわらず、教育上有益と各研究科委員会で認められるときは、客員教授、客員准教授、客員講師に授業を担当させることができる。

(履修方法)

第31条 学生は在学期間中に、各研究科所定の授業科目を履修し、次に定める所定の単位以上を修得し、更に独創的研究に基づく学位論文（保健学研究科修士課程における課題研究論文及び医学研究科専門職学位課程における課題研究成果物報告書を含む）を提出し、かつ第37条に定める最終試験に合格しなければならない。なお、履修方法の詳細については別に定める。

課程	所定 単位数	備考
医学研究科修士課程	30	
医学研究科博士課程	30	
医学研究科専門職学位課程	30	
医療科学研究科修士課程	30	ただし、生体情報検査科学領域 遺伝カウンセリング分野においては39単位、生殖補助医療分野においては34単位
医療科学研究科博士後期課程	14	
保健学研究科修士課程	30	ただし、看護学領域 急性期・周術期分野においては57単位
保健学研究科博士後期課程	14	

2. 選択科目の履修については、予め担当教授の指導に従う。
3. 担当教授が研究指導上必要と認めたときは、研究科内の他の専門分野を履修させることができる。
4. 教育上特別の必要があると認められる場合には、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において、研究指導又は授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修届)

第32条 学生は、前条第1項第2号の規定に従い、担当教授の指導を受けた上、履修しようとする授業科目を選定し、毎学年始めに、担当教授の承認を得て所定の期日までに、各研究科長に届け出なければならない。

(他の大学院における履修)

第33条 学長は、教育上有益であると研究科委員会が認め、意見を述べるときは、学生（医学研究科の修士課程を除く）が他の大学院の授業科目を履修することを許可することができる。なお、研究科委員会は、許可に先立ち当該大学院と協議するものとする。

2. 前項により修得した単位は、次の各号に掲げる単位数を限度に課程修了の要件となる単位として取扱うことができる。
 - (1) 医学研究科博士課程 6単位
 - (2) 医療科学研究科修士課程 10単位
 - (3) 医療科学研究科博士後期課程 4単位
 - (4) 保健学研究科修士課程 10単位
 - (5) 保健学研究科博士後期課程 4単位

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 学長は、医療科学研究科修士課程又は保健学研究科修士課程の学生が本大学院への入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）について、各研究科委員会に意見を求め、本大学院に入学した後の、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定により修得したとみなすことができる単位数は、15単位を限度とし、第33条第2項の規程により修得したのものとして取扱う単位数と合わせて20単位を限度とする。

第8章 課程修了の認定

(履修授業科目の認定)

第35条 各授業科目履修の認定は、試験又は研究報告等により授業科目担当教員が、学期末又は学年末に行う。

2. 研究科長は、病気その他やむを得ない事由のため、受験できなかった者に対し、追試験を行うことができる。ただし、その時期は研究科長が定める。

(成績の評価)

第36条 授業科目の成績は、合格又は不合格とする。

2. 研究科長は、授業科目に不合格の者に対し、再試験を行うことができる。

(論文の審査及び最終試験)

第37条 医学研究科における学位論文の審査は、医学研究科委員会で選出する3名以上の教授が行う。

2. 医療科学研究科における学位論文の審査は、医療科学研究科委員会で選出する3名以上の教授又は准教授が行う。ただし、審査委員のうち1名以上は教授とする。

3. 保健学研究科における学位論文の審査は、保健学研究科委員会で選出する3名以上の教授又は准教授が行う。ただし、審査委員のうち1名以上は教授とする。

4. 審査委員には、必要に応じて当該研究科委員会委員以外の本大学院担当教員を加えることができる。

5. 最終試験は、学位論文の審査が終了した後に、学位論文を中心として、これに関連のある内容について口頭又は筆答により行う。

(課程の修了)

第38条 課程の修了日は、学位論文の審査及び最終試験に合格し、学位記が授与された日とする。

第9章 学位

(学位授与)

第39条 学長は、医学研究科修士課程に2年以上在学して30単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、修士（医科学）の学位を授与する。

2. 学長は、医学研究科博士課程に4年以上在学して30単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士（医学）の学位を授与する。ただし、3年以上在学し、優れた研究業績を挙げ、所定の要件を満たした場合は、在学期間が4年未満であっても学位を授与することができる。

3. 学長は、医学研究科専門職学位課程に1年6月以上在学して30単位以上を修得し、課題研究の審査及び最終試験に合格した者に対し、病院経営学・管理学修士（専門職）の学位を授与する。

4. 学長は、医療科学研究科修士課程に2年以上在学して30単位（医療科学専攻 生体情報検査科学領域 遺伝カウンセリング分野においては39単位、生殖補助医療分野においては34単位）以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、修士（医療科学）の学位を授与する。

5. 学長は、保健学研究科修士課程に2年以上在学して30単位（看護学領域 急性期・周術期分野においては57単位）以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、次の各号に掲げるとおりまたは修士の学位を授与する。

(1) 看護学領域 修士（看護学）

(2) リハビリテーション学領域 修士（保健学）

6. 学長は、医療科学研究科博士後期課程に3年以上在学して14単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士（医療科学）の学位を授与する。ただし、2年以上在学し、優れた研究業績を挙げ、所定の要件を満たした場合には、在学期間が3年未満であっても学位を授与することができる。

7. 学長は、保健学研究科博士後期課程に3年以上在学して14単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士（保健学）の学位を授与する。ただし、2年以上在学し、優れた研究業績を挙げ、所定の要件を満たした場合には、在学期間が3年未満であっても学位を授与することができる。

(修士課程における在学期間の短縮)

第39条の2 入学前に本大学院又は他の大学院において修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限るものとし、大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む）を本大学院において修得したものと認定することのできる場合であって、当該単位の修得により、入学する研究科における修士課程の教育課程の一部を履修したと当該研究科が認めるときは、修得した単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案し、1年を超えない範囲で、当該研究科が定める期間在学したものとみなし、学位を授与することができる。ただし、この場合においても、当該課程に、少なくとも1年以上在学するものとする。

(論文博士)

第40条 本大学院の医学研究科の博士課程以外の者で博士（医学）の学位を希望して論文を提出する場合は、藤田医科大学学位規程の定めるところにより、これを受理する。

2. 前項の論文審査は第37条と同様にこれを行い、その審査に合格し、かつ、専攻学術に関し、大学院の博士課程を修了した者と同等以上に広い学識を有することが試問等により確認された者に対し、博士（医学）の学位を授与する。

第10章 学費

(入学検定料、入学金、授業料)

第41条 入学検定料、入学金、授業料については別表4、別表5、別表6のとおりとする。

2. 既納の授業料は如何なる事由があっても、一切返還しない。

3. 授業料は、社会情勢その他の事由により変更する場合がある。なお、変更した場合の変更後の授業料は翌年度から適用される。

(納入期日)

第42条 授業料は、毎年4月（外国人秋期入学者は9月）末日までに納入しなければならない。

2. 研究科長は、授業料を指定期日までに納入しない者には督促し、なお、納入を怠る者には、受講を禁止し、試験を受けさせないことができる。

(学費の減免)

第43条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その年度の授業料について当該各号に定める額を免除することができる。

(1) 授業料の未納を理由として除籍されたとき 授業料全額

(2) 前条第1項の納入期日までに授業料未納の学生が死亡したとき 授業料全額

(3) 学年の末日までに翌学年の休学を願い出て、学長の許可を得たとき 翌学年の授業料の半額

第11章 外国人学生及び科目等履修生

(外国人学生の入学)

第44条 学長は、第16条に定める入学資格を有する外国人で、本大学院に入学を志願する者がある場合において、本大学院の教育、研究に支障のないときは、研究科委員会にて選考の上、入学を許可することができる。

2. 前項により入学を志願する者には、外務省在外公館、又は本邦所在の外国公館の推薦書を求めることができる。

3. 外国人学生の入学手続き、学費、その他必要事項に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 学長は、医療科学研究科修士課程又は保健学研究科修士課程の授業科目の一部を履修することを希望する者がある場合において、学生の学修に支障のないときは、各研究科委員会の選考を経て、科目等履修生として、これを許可することができる。

2. 科目等履修生の入学資格は、第16条第1項に定める資格を有する者とする。
3. 科目等履修生の履修科目の認定は、履修した授業科目につき第35条を準用する。
4. 科目等履修生の入学手続き、学費、その他必要事項に関する規程は、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第46条 学長は、本大学院学生のうち、人物及び学術が特に優秀な者を表彰することができる。

2. 表彰に関する規程は、別に定める。

(懲戒)

第47条 学長は、本大学院学生が本大学院教育の趣旨に背き、又は学生の本分に反する行為をしたときは、研究科委員会の調査、審議を経て、これを懲戒する。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 次の各号のいずれかに該当する者は、退学を命ずる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当の理由がなく、出席が常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱すなど学生としての本分に反した者
4. 懲戒の手続きに関する規程は、別に定める。

第13章 補則

(学則の変更)

第48条 この学則を変更しようとするときは、理事会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

2. この学則は、法令の改正、社会環境又は経済事情の変動その他の事情に伴い、変更することがある。

附則

1. この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
2. この変更学則は、昭和62年4月1日から施行する。
3. この変更学則は、平成2年4月1日から施行する。
4. この変更学則は、平成3年4月1日から施行する。
5. この変更学則は、平成3年7月1日から施行する。
ただし、第9条は平成4年度から適用する。
6. この変更学則は、平成11年4月1日から施行する。
7. この変更学則は、平成13年4月1日から施行する。
8. この変更学則は、平成16年4月1日から施行する。
9. この変更学則は、平成18年4月1日から施行する。
10. この変更学則は、平成19年4月1日から施行する。
11. この変更学則は、平成20年4月1日から施行する。
12. この変更学則は、平成20年4月1日から施行する。
13. この変更学則は、平成21年4月1日から施行する。
14. この変更学則は、平成22年4月1日から施行する。
15. この変更学則は、平成23年4月1日から施行する。
16. この変更学則は、平成24年4月1日から施行する。
17. この変更学則は、平成25年4月1日から施行する。
18. この変更学則は、平成26年4月1日から施行する。
19. この変更学則は、平成27年4月1日から施行する。
20. この変更学則は、平成27年4月1日から施行する。
21. この変更学則は、平成28年4月1日から施行する。
22. この変更学則は、平成29年4月1日から施行する。
23. この変更学則は、平成30年4月1日から施行する。
24. この変更学則は、平成30年10月10日から施行する。
25. この変更学則は、平成31年4月1日から施行する。
26. この変更学則は、令和2年4月1日から施行する。
27. この変更学則は、令和3年4月1日から施行する。
28. この変更学則は、令和4年4月1日から施行する。
29. この変更学則は、令和5年4月1日から施行する。
30. この変更学則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 - 1 医学研究科医科学専攻修士課程、授業科目及び単位表

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授 業 科 目 及 び 単 位				備 考		
				必 修 科 目	単 位	選 択 科 目	単 位			
医 学 研 究 科	医 科 学 専 攻	医 科 学 領 域	共 通 科 目	医科学概論	1	医学セミナー	1			
				人体形態学概論	2	疾患モデル科学	1			
				人体機能学概論	2	医科学演習Ⅱ	1			
				社会医学概論	2					
				生命科学特論Ⅰ	2					
				生命科学特論Ⅱ	1					
				医科学基礎演習	6					
			生理化学	医科学研究 10						
			機能形態学							
			分子病態解析学							
			分子腫瘍学							
			分子病理学							
			ウイルス学							
			生理学							
			神経生理学							
			生化学							
			薬理学							
			公衆衛生学							
			予防医学							
			微生物学							
			法医学							
			医学教育開発学							
			神経・腫瘍のシグナル解析学							
			分子遺伝学							
			難病治療学							
			遺伝子発現機構学							
システム医科学										
医用データ科学										
神経行動薬理学										
腫瘍遺伝子制御学										
先進がん免疫療法学										
	医科学プログレス	1								
	医科学演習Ⅰ	1								

別表1-2 医学研究科医学専攻博士課程、授業科目及び単位表

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備考
				必修科目	単位	選択科目	
医 学 研 究 科	医 学 専 攻	基 礎 医 学 領 域	共通科目	医学セミナー 選択式セミナー 医学研究プロGRESS 学位論文研究	2 2 2 6		学位論文研究は、専攻する専門分野で学位論文に関する研究を行う。
			機能形態学	機能形態学講義 機能形態学実習	6 12	機能形態学講義 機能形態学実習	研究の目的により、選択科目として他の授業科目を履修することができる。修得した単位は、10単位（講義4単位、実習6単位）を超えない範囲で、必修科目に充当できる。
			分子病態解析学	分子病態解析学講義 分子病態解析学実習	6 12	分子病態解析学講義 分子病態解析学実習	
			分子腫瘍学	分子腫瘍学講義 分子腫瘍学実習	6 12	分子腫瘍学講義 分子腫瘍学実習	
			分子病理学	分子病理学講義 分子病理学実習	6 12	分子病理学講義 分子病理学実習	
			ウイルス学	ウイルス学講義 ウイルス学実習	6 12	ウイルス学講義 ウイルス学実習	
			生理学	生理学講義 生理学実習	6 12	生理学講義 生理学実習	
			神経生理学	神経生理学講義 神経生理学実習	6 12	神経生理学講義 神経生理学実習	
			生化学	生化学講義 生化学実習	6 12	生化学講義 生化学実習	
			薬理学	薬理学講義 薬理学実習	6 12	薬理学講義 薬理学実習	
			公衆衛生学	公衆衛生学講義 公衆衛生学実習	6 12	公衆衛生学講義 公衆衛生学実習	
			予防医学	予防医学講義 予防医学実習	6 12	予防医学講義 予防医学実習	
			微生物学	微生物学講義 微生物学実習	6 12	微生物学講義 微生物学実習	
			法医学	法医学講義 法医学実習	6 12	法医学講義 法医学実習	
			医学教育学	医学教育学講義 医学教育学実習	6 12	医学教育学講義 医学教育学実習	
医学教育開発学	医学教育開発学講義 医学教育開発学実習	6 12	医学教育開発学講義 医学教育開発学実習				

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備考	
				必修科目	単位	選択科目		
医学研究科	医学専攻	基礎医学領域	医事法・医療倫理学	医事法・医療倫理学 講義 医事法・医療倫理学 実習	6 12	医事法・医療倫理学 講義 医事法・医療倫理学 実習	新設 研究の目的により、選択科目として他の授業科目を履修することができる。修得した単位は、10単位(講義4単位、実習6単位)を超えない範囲で、必修科目に充当できる。	
			神経・腫瘍のシグナル解析学	神経・腫瘍のシグナル解析学 講義 神経・腫瘍のシグナル解析学 実習	6 12	神経・腫瘍のシグナル解析学 講義 神経・腫瘍のシグナル解析学 実習		
			分子遺伝学	分子遺伝学 講義 分子遺伝学 実習	6 12	分子遺伝学 講義 分子遺伝学 実習		
			難病治療学	難病治療学 講義 難病治療学 実習	6 12	難病治療学 講義 難病治療学 実習		
			遺伝子発現機構学	遺伝子発現機構学 講義 遺伝子発現機構学 実習	6 12	遺伝子発現機構学 講義 遺伝子発現機構学 実習		
			システム医科学	システム医科学 講義 システム医科学 実習	6 12	システム医科学 講義 システム医科学 実習		
			医用データ科学	医用データ科学 講義 医用データ科学 実習	6 12	医用データ科学 講義 医用データ科学 実習		
			神経行動薬理学	神経行動薬理学 講義 神経行動薬理学 実習	6 12	神経行動薬理学 講義 神経行動薬理学 実習		
			腫瘍遺伝子制御学	腫瘍遺伝子制御学 講義 腫瘍遺伝子制御学 実習	6 12	腫瘍遺伝子制御学 講義 腫瘍遺伝子制御学 実習		
			先進がん免疫療法学	先進がん免疫療法学 講義 先進がん免疫療法学 実習	6 12	先進がん免疫療法学 講義 先進がん免疫療法学 実習		
			臨床医学領域	呼吸器内科学	呼吸器内科学 講義 呼吸器内科学 実習	6 12		呼吸器内科学 講義 呼吸器内科学 実習
			リウマチ・膠原病内科学	リウマチ・膠原病内科学 講義 リウマチ・膠原病内科学 実習	6 12	リウマチ・膠原病内科学 講義 リウマチ・膠原病内科学 実習		
			内分泌・代謝内科学	内分泌・代謝内科学 講義 内分泌・代謝内科学 実習	6 12	内分泌・代謝内科学 講義 内分泌・代謝内科学 実習		
			腎臓内科学	腎臓内科学 講義 腎臓内科学 実習	6 12	腎臓内科学 講義 腎臓内科学 実習		

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備 考
				必修科目	単位	科目	
医 学 研 究 科	医 学 専 攻	臨 床 医 学 領 域	循環器 内科学	循環器内科学講義 循環器内科学実習	6 12	循環器内科学講義 循環器内科学実習	研究の目的により、選 択科目として他の授 業科目を履修するこ とができる。修得した単 位は、10単位(講義4 単位、実習6単位)を 超えない範囲で、必 修科目に充当でき る。
			脳神経 内科学	脳神経内科学講義 脳神経内科学実習	6 12	脳神経内科学講義 脳神経内科学実習	
			消化器 内科学Ⅰ	消化器内科学Ⅰ講義 消化器内科学Ⅰ実習	6 12	消化器内科学Ⅰ講義 消化器内科学Ⅰ実習	
			消化器 内科学Ⅱ	消化器内科学Ⅱ講義 消化器内科学Ⅱ実習	6 12	消化器内科学Ⅱ講義 消化器内科学Ⅱ実習	
			先端光学 診療学	先端光学診療学講義 先端光学診療学実習	6 12	先端光学診療学講義 先端光学診療学実習	
			地域診療 連携・内科 学	地域診療連携・内科学 講義 地域診療連携・内科学 実習	6 12	地域診療連携・内科学 講義 地域診療連携・内科学 実習	
			総合診療 連携・内科 学	総合診療連携・内科学 講義 総合診療連携・内科学 実習	6 12	総合診療連携・内科学 講義 総合診療連携・内科学 実習	
			精神神 経科学	精神神経科学講義 精神神経科学実習	6 12	精神神経科学講義 精神神経科学実習	
			小児科学	小児科学講義 小児科学実習	6 12	小児科学講義 小児科学実習	
			皮膚科学	皮膚科学講義 皮膚科学実習	6 12	皮膚科学講義 皮膚科学実習	
			放射線 医学	放射線医学講義 放射線医学実習	6 12	放射線医学講義 放射線医学実習	
			血液 内科学	血液内科学講義 血液内科学実習	6 12	血液内科学講義 血液内科学実習	
			急性期 総合医療・ 総合内科学	急性期総合医療・総合内科学 講義 急性期総合医療・総合内科学 実習	6 12	急性期総合医療・総合内科学 講義 急性期総合医療・総合内科学 実習	
			脳神経 外科学	脳神経外科学講義 脳神経外科学実習	6 12	脳神経外科学講義 脳神経外科学実習	
小児 外科学	小児外科学講義 小児外科学実習	6 12	小児外科学講義 小児外科学実習				

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備 考
				必修科目	単位	科目	
医 学 研 究 科	医 学 専 攻	臨 床 医 学 領 域	総合消化器外科学	総合消化器外科学 講義 総合消化器外科学 実習	6 12	総合消化器外科学 講義 総合消化器外科学 実習	研究の目的により、選 択科目として他の授 業科目を履修するこ とができる。修得した単 位は、10単位(講義4 単位、実習6単位)を 超えない範囲で、必 修科目に充当でき る。
			先端ロボット・内視鏡手術学	先端ロボット・内視鏡手術学 講義 先端ロボット・内視鏡手術学 実習	6 12	先端ロボット・内視鏡手術学 講義 先端ロボット・内視鏡手術学 実習	
			外科・緩和医療学	外科・緩和医療学 講義 外科・緩和医療学 実習	6 12	外科・緩和医療学 講義 外科・緩和医療学 実習	
			消化器外科学	消化器外科学 講義 消化器外科学 実習	6 12	消化器外科学 講義 消化器外科学 実習	
			外科学	外 科 学 講義 外 科 学 実習	6 12	外 科 学 講義 外 科 学 実習	
			整形外科学	整形外科学 講義 整形外科学 実習	6 12	整形外科学 講義 整形外科学 実習	
			整形外科機能再建学	整形外科機能再建学 講義 整形外科機能再建学 実習	6 12	整形外科機能再建学 講義 整形外科機能再建学 実習	
			リハビリテーション医学Ⅰ	リハビリテーション医学Ⅰ 講義 リハビリテーション医学Ⅰ 実習	6 12	リハビリテーション医学Ⅰ 講義 リハビリテーション医学Ⅰ 実習	
			リハビリテーション医学Ⅱ	リハビリテーション医学Ⅱ 講義 リハビリテーション医学Ⅱ 実習	6 12	リハビリテーション医学Ⅱ 講義 リハビリテーション医学Ⅱ 実習	
			産婦人科学	産 婦 人 科 学 講義 産 婦 人 科 学 実習	6 12	産 婦 人 科 学 講義 産 婦 人 科 学 実習	
			産婦人科発育病態医学	産婦人科発育病態医学 講義 産婦人科発育病態医学 実習	6 12	産婦人科発育病態医学 講義 産婦人科発育病態医学 実習	
			婦人科学	婦 人 科 学 講義 婦 人 科 学 実習	6 12	婦 人 科 学 講義 婦 人 科 学 実習	
			腎泌尿器外科学	腎 泌 尿 器 外 科 学 講義 腎 泌 尿 器 外 科 学 実習	6 12	腎 泌 尿 器 外 科 学 講義 腎 泌 尿 器 外 科 学 実習	
			眼科学	眼 科 学 講義 眼 科 学 実習	6 12	眼 科 学 講義 眼 科 学 実習	
			耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 講義 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 実習	6 12	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 講義 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 実習	
			耳鼻咽喉科・睡眠呼吸学	耳鼻咽喉科・睡眠呼吸学 講義 耳鼻咽喉科・睡眠呼吸学 実習	6 12	耳鼻咽喉科・睡眠呼吸学 講義 耳鼻咽喉科・睡眠呼吸学 実習	

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備 考
				必修科目	単位	科目	
医 学 研 究 科	医 学 専 攻	臨 床 医 学 領 域	麻酔・ 侵襲制御 医学	麻酔・侵襲制御医学 講義 麻酔・侵襲制御医学 実習	6 12	麻酔・侵襲制御医学 講義 麻酔・侵襲制御医学 実習	研究の目的により、選 択科目として他の授 業科目を履修するこ とができる。修得した単 位は、10単位(講義4 単位、実習6単位)を 超えない範囲で、必 修科目に充当でき る。
			麻酔・ 疼痛制 御学	麻酔・疼痛制御学 講義 麻酔・疼痛制御学 実習	6 12	麻酔・疼痛制御学 講義 麻酔・疼痛制御学 実習	
			麻酔・ 蘇生学	麻酔・蘇生学 講義 麻酔・蘇生学 実習	6 12	麻酔・蘇生学 講義 麻酔・蘇生学 実習	
			心臓血管 外科学	心臓血管外科学 講義 心臓血管外科学 実習	6 12	心臓血管外科学 講義 心臓血管外科学 実習	
			呼吸器 外科学	呼吸器外科学 講義 呼吸器外科学 実習	6 12	呼吸器外科学 講義 呼吸器外科学 実習	
			呼吸器低 侵襲外科 学	呼吸器低侵襲外科学 講義 呼吸器低侵襲外科学 実習	6 12	呼吸器低侵襲外科学 講義 呼吸器低侵襲外科学 実習	
			乳 腺 外科学	乳 腺 外 科 学 講義 乳 腺 外 科 学 実習	6 12	乳 腺 外 科 学 講義 乳 腺 外 科 学 実習	
			移植・ 再生医学	移植・再生医学 講義 移植・再生医学 実習	6 12	移植・再生医学 講義 移植・再生医学 実習	
			歯科・口腔 外科学	歯科・口腔外科学 講義 歯科・口腔外科学 実習	6 12	歯科・口腔外科学 講義 歯科・口腔外科学 実習	
			病 理 診断学	病 理 診 断 学 講義 病 理 診 断 学 実習	6 12	病 理 診 断 学 講義 病 理 診 断 学 実習	
			薬物治療 情報学	薬物治療情報学 講義 薬物治療情報学 実習	6 12	薬物治療情報学 講義 薬物治療情報学 実習	
			臨床再生 医学	臨床再生医学 講義 臨床再生医学 実習	6 12	臨床再生医学 講義 臨床再生医学 実習	

別表 1 - 3 医学研究科病院経営学・管理学専攻専門職学位課程、授業科目及び単位表

研究科 の名称	専攻	領域	科目 区分	授 業 科 目 及 び 単 位				備 考	
				必 修 科 目	単 位	選 択 科 目	単 位		
医 学 研 究 科	病 院 経 営 学 ・ 管 理 学 専 攻	病 院 経 営 学 ・ 管 理 学 領 域	基 礎 専 門 科 目	リーダーシップ・ガバナンス	1	DPC・診療情報分析論	1		
				病院経営戦略論	1	医療機能評価・JCI	1		
				財務会計論・経営分析・コスト分析	1				
				診療報酬・施設基準・関連法規	1				
				医療情報・電子カルテ	1				
				医薬品・医療材料管理	2				
				病院設計・施設設備	2				
				地域医療・医療マーケティング	1				
				医療の質管理・患者安全・倫理	2				
				医療制度概論（医療法）・保険医療制度	2				
				医療産業論	1				
				応 用 専 門 科 目	病院経営の実際・病院再編統合	2			
					実践的に考える組織・人材マネジメント	2			
			多視点から考える総合経営		2				
			病院経営学・管理学課題研究		8				

別表 2 - 1 医療科学研究科医療科学専攻修士課程、授業科目及び単位表

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目	単位	選択科目	単位	
医療科学研究科	医療科学専攻	共通科目		医療科学セミナー	2	アントレプレナーシップ概論	2	生体情報検査科学領域においては、生体情報検査科学セミナーを必修科目とする。ただし、遺伝カウンセリング分野は除く。
				生命倫理学	2			
				免疫学概論	2			
				医療情報処理学	2			
				臨床遺伝学	2			
				生体情報検査科学セミナー	2			
				分子遺伝学特論	2			
				コンサルテーション論	2			
				生体情報工学	2			
				放射線情報処理学	2			
				放射線基礎医学	2			
				放射線衛生学	2			
				磁気共鳴画像解析学	2			
				環境・病態生理学	2			
				臨床医工学	2			
医療ロボット工学	2							

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目	単位	選択科目	単位	
医 療 科 学 研 究 科	医 生 体 情 報 検 査 科 学 領 域	生 体 情 報 検 査 科 学	生 体 情 報 検 査 科 学 特 論 I 生 体 情 報 検 査 科 学 特 論 II 生 体 情 報 検 査 科 学 演 習 生 体 情 報 検 査 科 学 特 別 研 究	2	生 体 情 報 検 査 科 学 特 論 I 生 体 情 報 検 査 科 学 特 論 II 疾 患 モ デ ル 科 学 特 論 先 端 医 療 開 発 論 臨 床 研 究 ・ 治 験 概 論 臨 床 研 究 コ ー デ ィ ネ ー ト 実 習	2		
				2		2		
				6		2		
				12		2		
			遺 伝 カ ウ ン セ リ ン グ 分 野	2		遺 伝 カ ウ ン セ リ ン グ 分 野 を 専 攻 し た 場 合 は、 共 通 科 目 の 生 命 倫 理 学、 臨 床 遺 伝 学、 分 子 遺 伝 学 特 論、 コ ン サ ル テ ー シ ョ ン 論 を 必 修 科 目 と す る。		
				2				
				2				
				1				
				2				
				1				
				2				
			生 殖 補 助 医 療 分 野	2		生 殖 補 助 医 療 分 野 を 専 攻 し た 場 合 は、 共 通 科 目 の 免 疫 学 概 論、 臨 床 遺 伝 学、 分 子 遺 伝 学 特 論、 環 境 ・ 病 態 生 理 学、 生 体 情 報 検 査 科 学 領 域 の 疾 患 モ デ ル 科 学 特 論 を 必 修 科 目 と す る。		
4								
4								
10								
医 用 量 子 科 学 領 域	医 用 量 子 科 学 特 論 医 用 量 子 科 学 演 習 医 用 量 子 科 学 特 別 研 究	4	医 用 量 子 科 学 特 論	4				
		6						
		12						
医 学 物 理 学 領 域	医 学 物 理 学 特 論 医 学 物 理 学 演 習 医 学 物 理 学 特 別 研 究	2	医 学 物 理 学 特 論 綜 合 医 理 工 学 特 論 医 学 物 理 学 臨 床 実 習	2	医 学 物 理 学 臨 床 実 習 を 選 択 す る 場 合 は、 医 学 物 理 学 演 習 の 受 講 を 必 須 と す る。			
		4		2				
		10		4				
医 用 生 体 工 学 領 域	医 用 生 体 工 学 特 論 I 医 用 生 体 工 学 特 論 II 医 用 生 体 工 学 演 習 医 用 生 体 工 学 特 別 研 究	2	医 用 生 体 工 学 特 論 I 医 用 生 体 工 学 特 論 II	2				
		2		2				
		6						
		12						

別表2-2 医療科学研究科医療科学専攻博士後期課程、授業科目及び単位表

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目	単位	選択科目	単位	
医療科学研究科	医療科	共通科目		医療科学概論	2			
				医療科学研究論	2			
	生体情報検査科学領域	生体情報検査科学分野	生体情報検査科学特別研究	6	生体情報検査科学特論 生体情報検査科学演習	2 2		
	医用量子科学領域	医用量子科学分野	医用量子科学特別研究	6	医用量子科学特論 医用量子科学演習	2 2		
専攻		医用生体工学領域	医用生体工学分野	医用生体工学特別研究	6	医用生体工学特論 医用生体工学演習	2 2	

別表 3 - 1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目	単位	選択科目	単位	
保健学研究科	保健学専攻	共通科目		保健学セミナー	2	生命倫理学	2	
						健康科学概論	2	
						保健実践入門	2	
						看護研究法	2	
						看護理論	2	
						コンサルテーション論	2	
						チーム医療論	1	
						医療安全特論	1	
						リハビリテーション医学	2	
						リハビリテーション学概論	2	
						運動生理学特論	2	
						臨床教育学	2	
						運動機能障害	2	

研究 科の 名称	専攻	領域	専門 分野	授 業 科 目 及 び 単 位				備 考
				必 修 科 目	単 位	選 択 科 目	単 位	
保 健 学 研 究 科	保 健 学 専 攻	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	活 動 科 学 分 野	リハビリテーション科学特論	2	リハビリテーション科学特論	2	
				活 動 科 学 演 習	4			
				活 動 科 学 特 別 研 究	10			
			治 療 学 ・ 嚥 下 分 野	摂食・嚥下治療学特論	2	摂食・嚥下治療学特論	2	
				摂食・嚥下治療学演習	4			
				摂食・嚥下治療学特別研究	10			
			シ ョ ン 機 能 形 態 分 野	リハビリテーション機能形態学特論	2	リハビリテーション機能形態学特論	2	
				リハビリテーション機能形態学演習	4			
				リハビリテーション機能形態学特別研究	10			
			リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 分 野	リハビリテーション教育科学特論Ⅰ	2	リハビリテーション教育科学特論Ⅰ	2	
				リハビリテーション教育科学特論Ⅱ	2			
				リハビリテーション教育科学演習	4	リハビリテーション教育科学特論Ⅱ	2	
リハビリテーション教育科学特別研究	10							
シ ョ ン 生 体 医 工 分 野	リハビリテーション科学特論	2						
	リハビリテーション生体医工学演習	4						
	リハビリテーション生体医工学特別研究	10						

別表 3 - 2 保健学研究科保健学専攻博士後期課程、授業科目及び単位表

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目	単位	選択科目	単位	
保健学研究科	保健学専攻	共通科目		保健科学概論	2			
				保健科学研究論	2			
		看護学領域	看護学分野	保健看護融合科学特別研究	6	保健看護融合科学特論	2	
						保健看護融合科学演習	2	
		リハビリテーション科学領域	リハビリテーション療法科学分野	リハビリテーション療法科学特別研究	6	リハビリテーション療法科学特論Ⅰ (リハビリテーション教育科学)	2	
						リハビリテーション療法科学特論Ⅱ (リハビリテーション教育科学)	2	
						リハビリテーション療法科学特論Ⅲ (生体情報・治療システム科学)	2	
						リハビリテーション療法科学特論Ⅳ (運動制御計測科学)	2	
						リハビリテーション療法科学演習Ⅰ (リハビリテーション教育科学)	2	
						リハビリテーション療法科学演習Ⅱ (リハビリテーション教育科学)	2	
				リハビリテーション療法科学演習Ⅲ (生体情報・治療システム科学)	2			
				リハビリテーション療法科学演習Ⅳ (運動制御計測科学)	2			

別表4 大学院医学研究科学費等

1. 修士課程は令和2年度入学者から、博士課程は平成23年度入学者から適用する。
2. 専門職学位課程は令和5年度入学者から適用する。
3. 博士課程は平成22年度以前の入学者については、入学時の授業料が適用される。

	修 士 課 程	博 士 課 程	専 門 職 学 位 課 程
入 学 検 定 料	20,000 円	20,000 円	20,000 円
入 学 金	150,000 円	150,000 円	150,000 円
授 業 料	(年) 750,000 円	(年) 800,000 円	(1年目) 900,000 円 (2年目) 750,000 円
実 験 実 習 費	—	(自 己 支 弁)	—
計	900,000 円	950,000 円	(1年目) 1,050,000 円 (2年目) 750,000 円

別表5 大学院医療科学研究科学費等

1. 入学手続時においては、入学金及び年間授業料のうち375,000円を納付すること。

	修 士 課 程	博 士 後 期 課 程
入 学 検 定 料	20,000 円	20,000 円
入 学 金	150,000 円	150,000 円
授 業 料	(年) 750,000 円	(年) 750,000 円
計	900,000 円	900,000 円

別表6 大学院保健学研究科学費等

1. 修士課程は平成24年度入学者から、博士後期課程は平成27年度入学者から適用する
2. 入学手続時においては、入学金及び年間授業料のうち375,000円を納付すること。

	修 士 課 程	博 士 後 期 課 程
入 学 検 定 料	20,000 円	20,000 円
入 学 金	150,000 円	150,000 円
授 業 料	(年) 750,000 円	(年) 750,000 円
計	900,000 円	900,000 円

藤田医科大学大学院学則変更事項の記載について

○ 変更の時期 令和6年4月1日

○ 変更の事項

1. 大学院保健学研究科の再編による2研究科の設置

現代医療の高度化、複雑化、多様化に幅広く対応するために、大学院保健学研究科を医療科学研究科と保健学研究科の2研究科に再編し、各研究科に修士課程及び博士後期課程を設置する。

2. 第1条（目的）

本大学院に医療科学研究科、保健学研究科を置くことにより目的を変更する。

3. 第2条（研究科）、第3条（課程）

医療科学研究科を設置し、修士課程及び博士後期課程を置く。

4. 第3条の2（人材養成に関する目的）

本大学院に医療科学研究科、保健学研究科を置くことにより人材養成に関する目的を変更する。

5. 第4条（専攻）

医療科学研究科の修士課程及び博士後期課程に医療科学専攻を置き、「生体情報検査科学領域」、「医用量子科学領域」、「医用生体工学領域」を設ける。

保健学研究科の修士課程及び博士後期課程に保健学専攻を置き、修士課程に「看護学領域」、「リハビリテーション学領域」、博士後期課程に「看護学領域」、「リハビリテーション科学領域」を設ける。

6. 第6条（研究科長）

研究科長の選任方法を変更する。

7. 第8条（研究科委員会）

医療科学研究科を置くことにより研究科委員会を設置する。

8. 第9条（修業年限）、第10条（在学期間）

医療科学研究科の標準修業年限は修士課程 2年、博士後期課程 3年とし、在学期間は修士課程は4年、博士後期課程は6年を超えることができない。

9. 第11条（収容定員）

医療科学研究科の入学定員は修士課程 25名、博士後期課程 4名、収容定員は修士課程 50名、博士後期課程 12名とする。

保健学研究科の入学定員は修士課程 25 名、博士後期課程 6 名、収容定員は修士課程 50 名、博士後期課程 18 名とする。

10. 第 16 条（入学資格）

各研究科の入学資格を変更する。

11. 第 20 条（休学）

医療科学研究科について、休学希望者の願い出先を明記する。

12. 第 28 条（分野及び授業科目）

医療科学研究科を置くことにより別表 3-1、3-2 を追加する。

13. 第 30 条（研究指導及び授業）、第 31 条（履修方法）

医療科学研究科について、研究指導及び授業、履修方法を明記する。

14. 第 33 条（他の大学院における履修）

医療科学研究科については、課程修了の要件となる他の大学院における履修単位数の限度は修士課程 10 単位、博士後期課程 4 単位とする。

15. 第 34 条（入学前の既修得単位等の認定）

医療科学研究科修士課程については、入学前の既修得単位等の認定単位数の限度は 15 単位とし、他の大学院における履修単位数と合わせて 20 単位を限度とする。

16. 第 37 条（論文の審査及び最終試験）

医療科学研究科における学位論文の審査について明記する。

17. 第 39 条（学位授与）

医療科学研究科、保健学研究科を置くことにより学位授与方針について変更する。

18. 第 45 条（科目等履修生）

医療科学研究科修士課程について、科目等履修生の入学資格等について明記する。

19. 別表 2 - 1 医療科学研究科医療科学専攻修士課程、授業科目及び単位表

「別表 2 - 1 医療科学研究科医療科学専攻修士課程、授業科目及び単位表」を追加する。

20. 別表 2 - 2 医療科学研究科医療科学専攻博士後期課程、授業科目及び単位表

「別表 2 - 2 医療科学研究科医療科学専攻博士後期課程、授業科目及び単位表」を追加する。

21. 別表 3 - 1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表
「別表 2 - 1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表」を修正する。
22. 別表 3 - 2 保健学研究科保健学専攻博士後期課程、授業科目及び単位表
「別表 3 - 2 保健学研究科保健学専攻 博士後期課程、授業科目及び単位表」を追加する。
23. 別表 5 大学院医療科学研究科学費等
医療科学研究科を置くことにより「別表 5 大学院医療科学研究科学費等」を追加する。

新旧対照表
(藤田医科大学大学院学則)

(下線部が変更部分)

新	旧
<p>藤田医科大学大学院学則 昭和53年規程第1号 施行 昭和53年4月1日 改正 令和6年4月1日</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 藤田医科大学大学院（以下、本大学院という）は、藤田医科大学学則（昭和51年規程第1号。以下、学則という）第2条の2に基づき設置され、それぞれの研究科において、次の事項を目的とする。</p> <p>(1) 医学研究科は、医学に関する学術の理論及び応用を研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与するとともに、医科学分野の基礎的・独創的研究と高度先進医療・健康開発活動を推進する臨床医科学研究、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことに重点を置き、指導的人材となる研究者、教育者及び臨床医を養成すること</p> <p><u>(2) 医療科学研究科は、本学の建学の精神「獨創一理」の理念のもと、専門的な医療技術の発展に寄与する独創的な研究を推進するとともに、革新的なイノベーションにより基礎・臨床研究で成果を挙げ、国内外で活躍できる医療者、研究者及び教育者を養成すること</u></p> <p><u>(3) 保健学研究科は、高度な知識と科学的思考に基づき、地域保健福祉・医療現場と協働しながら問題が解決できる資質と、高い倫理観を有した高度専門職業人、研究者及び教育者を養成すること</u></p> <p>(自己点検及び評価)</p> <p>第1条の2 (現行のとおり)</p> <p>第2章 大学院の組織</p> <p>(研究科)</p> <p>第2条 本大学院に医学研究科、<u>医療科学研究科</u>及び保健学研究科（以下、各研究科という）を置く。</p> <p>(大学院及び専門職大学院の課程)</p> <p>第3条 医学研究科に修士課程、博士課程及び専門職学位課程、<u>医療科学研究科に修士課程及び博士後期課程、保健学研究科に修士課程及び博士後期課程</u>を置く。</p> <p>2. 専門職大学院の課程は、専門職学位課程とする。</p> <p>(各課程の人材の養成に関する目的)</p> <p>第3条の2 医学研究科修士課程は、基礎生物学から臨床医学・社会医学までを見通す広い視野を備え、既成概念にとらわれない自由な発想を有する研究者及び医療従事者を育成することを目的とする。</p> <p>2. 医学研究科の博士課程は、独創的研究によって学術水準の向上に寄与し得る研究者の養成を主眼とし、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p> <p>3. 医学研究科専門職学位課程は、病院経営学、病院管理学、医療政策学・医学の知見と国際社会に通用する思考力に基づく、健全な病院経営実現のための高度専門知識の基盤を固め、課題発見及び分析能力並びに実践能力を有する高度の専門職人材の育成を目的とする。</p> <p><u>4. 医療科学研究科修士課程は、高度な知識と科学的根拠に基づいた問題解決のためのアプローチを修得し、個々の患者に最適な医療を提供する医療者及び高度専門職、将来の医療に役立つ独創的な研究開発能力を有した研究者の育成を目的とする。</u></p> <p><u>5. 医療科学研究科博士後期課程は、現代医療の高度化、複雑化及び多様化に幅広く対応するために、高度な知識と科学的根拠に基づき、専門的な医療技術の発展に寄与する独創的な研究開発能力と高い倫理観を有した教育者、研究者及び指導者の育成を目的とする。</u></p> <p>6. 保健学研究科修士課程は、すべての人に健康と福祉を届け、専門職連携協働、全人的ケア及び治療を実現するため、高度な知識と科学的思考を有する研究者、教育者及び高度専門職業人の育成を目的とする。</p> <p>7. 保健学研究科博士後期課程は、<u>新たな保健学研究の創発を通して我が国の学術研究の発展に貢献し、保健学の状況の変化にも即応できる高度な専門性を有する、地域的、国際的な高度専門職業人、教育者、研究者の育成を目的とする。</u></p>	<p>藤田医科大学大学院学則 昭和53年規程第1号 施行 昭和53年4月1日 改正 令和5年4月1日</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 藤田医科大学大学院（以下、本大学院という）は、藤田医科大学学則（昭和51年規程第1号。以下、学則という）第2条の2に基づき設置され、それぞれの研究科において、次の事項を目的とする。</p> <p>(1) 医学研究科は、医学に関する学術の理論及び応用を研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与するとともに、医科学分野の基礎的・独創的研究と高度先進医療・健康開発活動を推進する臨床医科学研究、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことに重点を置き、指導的人材となる研究者、教育者及び臨床医を養成すること</p> <p><u>(2) 保健学研究科は、保健学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、国民の健康増進と学術文化の進展に寄与するとともに、指導的人材となる高度専門職業人、研究者及び教育者を養成すること</u></p> <p>(自己点検及び評価)</p> <p>第1条の2 (省略)</p> <p>第2章 大学院の組織</p> <p>(研究科)</p> <p>第2条 本大学院に医学研究科及び保健学研究科（以下、各研究科という）を置く。</p> <p>(大学院及び専門職大学院の課程)</p> <p>第3条 医学研究科に修士課程、博士課程及び専門職学位課程、保健学研究科に修士課程及び博士後期課程を置く。</p> <p>2. 専門職大学院の課程は、専門職学位課程とする。</p> <p>(各課程の人材の養成に関する目的)</p> <p>第3条の2 医学研究科の修士課程は、基礎生物学から臨床医学・社会医学までを見通す広い視野を備え、既成概念にとらわれない自由な発想を有する研究者及び医療従事者を育成することを目的とする。</p> <p>2. 医学研究科の博士課程は、独創的研究によって学術水準の向上に寄与し得る研究者の養成を主眼とし、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p> <p>3. 医学研究科の専門職学位課程は、病院経営学、病院管理学、医療政策学・医学の知見と国際社会に通用する思考力に基づく、健全な病院経営実現のための高度専門知識の基盤を固め、課題発見及び分析能力並びに実践能力を有する高度の専門職人材の育成を目的とする。</p> <p>4. 保健学研究科の修士課程は、<u>医学・医療に対する基礎的・応用的知識を与え、医学（基礎医学）研究者、教育者及び高度専門職業人の育成を目的とする。</u></p> <p>5. 保健学研究科の博士後期課程は、<u>保健学の中の医療科学の領域に精通し、高度な知識と科学的根拠に基づき、専門的な医療技術の発展に寄与する独創的な研究開発能力と高い倫理観を有した教育者、研究者及び指導者の育成を目的とする。</u></p>

新	旧
<p>(専攻)</p> <p>第4条 医学研究科修士課程に医科学専攻を置き、次の領域を設ける。</p> <p>(1) 医科学領域</p> <p>2. 医学研究科博士課程に医学専攻を置き、次の領域を設ける。</p> <p>(1) 基礎医学領域</p> <p>(2) 臨床医学領域</p> <p>3. 医学研究科専門職学位課程に病院経営学・管理学専攻を置き、次の領域を設ける。</p> <p>(1) 病院経営学・管理学領域</p> <p>4. 医療科学研究科修士課程に医療科学専攻を置き、次の領域を設ける。</p> <p>(1) <u>生体情報検査科学領域</u></p> <p>(2) <u>医用量子科学領域</u></p> <p>(3) <u>医用生体工学領域</u></p> <p>5. 医療科学研究科博士後期課程に医療科学専攻を置き、次の領域を設ける。</p> <p>(1) <u>生体情報検査科学領域</u></p> <p>(2) <u>医用量子科学領域</u></p> <p>(3) <u>医用生体工学領域</u></p> <p>6. 保健学研究科修士課程に保健学専攻を置き、次の領域を設ける。</p> <p>(1) <u>看護学領域</u></p> <p>(2) <u>リハビリテーション学領域</u></p> <p>7. 保健学研究科博士後期課程に保健学専攻を置き、次の領域を設ける。</p> <p>(1) <u>看護学領域</u></p> <p>(2) <u>リハビリテーション科学領域</u></p>	<p>(専攻)</p> <p>第4条 医学研究科の修士課程に医科学専攻を置き、次の領域を設ける。</p> <p>(1) 医科学領域</p> <p>2. 医学研究科の博士課程に医学専攻を置き、次の領域を設ける。</p> <p>(1) 基礎医学領域</p> <p>(2) 臨床医学領域</p> <p>3. 医学研究科の専門職学位課程に病院経営学・管理学専攻を置き、次の領域を設ける。</p> <p>(1) 病院経営学・管理学領域</p> <p>4. 保健学研究科の修士課程に保健学専攻を置き、次の領域を設ける。</p> <p>(1) <u>臨床検査学領域</u></p> <p>(2) <u>看護学領域</u></p> <p>(3) <u>医用放射線科学領域</u></p> <p>(4) <u>リハビリテーション学領域</u></p> <p>(5) <u>臨床工学領域</u></p> <p>(6) <u>医療経営情報学領域</u></p> <p>5. 保健学研究科の博士後期課程に医療科学専攻を置き、次の領域を設ける。</p> <p>(1) <u>医療検査科学領域</u></p> <p>(2) <u>放射線科学領域</u></p> <p>(3) <u>リハビリテーション科学領域</u></p> <p>(4) <u>看護医療科学領域</u></p>
<p>(教員)</p> <p>第5条 (現行のとおり)</p>	<p>(教員)</p> <p>第5条 (省略)</p>
<p>(研究科長)</p> <p>第6条 研究科ごとに研究科長を置き、各研究科の基礎となる学部の学部長をもって充てる。</p>	<p>(研究科長)</p> <p>第6条 研究科ごとに研究科長を置き、各々の研究科の基礎となる学部の学部長をもって充てる。ただし、保健学研究科の研究科長については、<u>医療科学部長及び保健衛生学部長のうちから学長が指名するものをもって充てる。</u></p>
<p>(全学教学運営委員会)</p> <p>第7条 (現行のとおり)</p>	<p>(全学教学運営委員会)</p> <p>第7条 (省略)</p>
<p>(研究科委員会)</p> <p>第8条 本大学院の各研究科に各々研究科委員会を置き、医学研究科においては専門分野教授、<u>医療科学研究科及び保健学研究科においては専門分野担当教授</u> (以下併せて、担当教授という) をもって構成する。</p> <p>2. 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学及び課程の修了</p> <p>(2) 学位の授与</p> <p>(3) 教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>3. 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長 (以下、学長等という) がつかさどる教育研究に関する事項のうち、別に定める事項について、学長等の求めに応じて審議し、意見を述べることができる。</p> <p>4. 研究科委員会は、第2項及び前項に定める場合のほか、教育研究に関する事項について審議し、その結果を学長等に伝えることができる。</p> <p>5. 研究科委員会の運営に関する規程は、別に定める。</p>	<p>(研究科委員会)</p> <p>第8条 本大学院の各研究科に各々研究科委員会を置き、医学研究科においては専門分野教授、保健学研究科においては専門分野担当教授 (以下併せて、担当教授という) をもって構成する。</p> <p>2. 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学及び課程の修了</p> <p>(2) 学位の授与</p> <p>(3) 教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>3. 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長 (以下、学長等という) がつかさどる教育研究に関する事項のうち、別に定める事項について、学長等の求めに応じて審議し、意見を述べることができる。</p> <p>4. 研究科委員会は、第2項及び前項に定める場合のほか、教育研究に関する事項について審議し、その結果を学長等に伝えることができる。</p> <p>5. 研究科委員会の運営に関する規程は、別に定める。</p>
<p>第3章 修業年限及び在学期間並びに収容定員</p>	<p>第3章 修業年限及び在学期間並びに収容定員</p>
<p>(修業年限)</p> <p>第9条 医学研究科の標準修業年限は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、博士課程においては、少なくとも3年以上在学しなければ課</p>	<p>(修業年限)</p> <p>第9条 医学研究科の標準修業年限は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、博士課程においては、少なくとも3年以上在学しなければ課</p>

新				旧																																																																																									
<p>修了は認められない。</p> <p>(1) 修士課程 2年</p> <p>(2) 博士課程 4年</p> <p>(3) 専門職学位課程 1年6月</p> <p>2. 医療科学研究科の標準修業年限は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 修士課程 2年</p> <p>(2) 博士後期課程 3年</p> <p>3. 保健学研究科の標準修業年限は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 修士課程 2年</p> <p>(2) 博士後期課程 3年</p> <p>4. 学長は、医療科学研究科又は保健学研究科において、学生が、就業、育児、介護等を理由に、前項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的な長期履修を願い出たときは、許可することができる。なお、許可に際しては当該研究科委員会に意見を求めることができる。</p> <p>5. 前項の手続きに関する規程は、別に定める。</p> <p>(在学期間)</p> <p>第10条 在学期間は、次の各号に掲げる年数を超えることはできない。</p> <p>(1) 医学研究科修士課程 4年</p> <p>(2) 医学研究科博士課程 8年</p> <p>(3) 医学研究科専門職学位課程 3年</p> <p>(4) 医療科学研究科修士課程 4年</p> <p>(5) 医療科学研究科博士後期課程 6年</p> <p>(6) 保健学研究科修士課程 4年</p> <p>(7) 保健学研究科博士後期課程 6年</p> <p>(収容定員)</p> <p>第11条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。</p>				<p>程修了は認められない。</p> <p>(1) 修士課程 2年</p> <p>(2) 博士課程 4年</p> <p>(3) 専門職学位課程 1年6月</p> <p>2. 保健学研究科の標準修業年限は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 修士課程 2年</p> <p>(2) 博士後期課程 3年</p> <p>3. 学長は、保健学研究科において、学生が、就業、育児、介護等を理由に、前項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的な長期履修を願い出たときは、許可することができる。なお、許可に際しては当該研究科委員会に意見を求めることができる。</p> <p>4. 前項の手続きに関する規程は、別に定める。</p> <p>(在学期間)</p> <p>第10条 在学期間は、次の各号に掲げる年数を超えることはできない。</p> <p>(1) 医学研究科修士課程 4年</p> <p>(2) 医学研究科博士課程 8年</p> <p>(3) 医学研究科専門職学位課程 3年</p> <p>(4) 保健学研究科修士課程 4年</p> <p>(5) 保健学研究科博士後期課程 6年</p> <p>(収容定員)</p> <p>第11条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。</p>																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">研究科名</th> <th rowspan="2">専攻</th> <th colspan="2">修士課程</th> <th colspan="2">博士課程</th> <th colspan="2">専門職学位課程</th> </tr> <tr> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">医学研究科</td> <td>医科学専攻</td> <td>5名</td> <td>10名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医学専攻</td> <td></td> <td></td> <td>52名</td> <td>208名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院経営学・管理学専攻</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10名</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5名</td> <td>10名</td> <td>52名</td> <td>208名</td> <td>10名</td> <td>20名</td> </tr> </tbody> </table>				研究科名	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	医学研究科	医科学専攻	5名	10名					医学専攻			52名	208名			病院経営学・管理学専攻					10名	20名	計	5名	10名	52名	208名	10名	20名	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">研究科名</th> <th rowspan="2">専攻</th> <th colspan="2">修士課程</th> <th colspan="2">博士課程</th> <th colspan="2">専門職学位課程</th> </tr> <tr> <th>1学年の定員</th> <th>収容定員</th> <th>1学年の定員</th> <th>収容定員</th> <th>1学年の定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">医学研究科</td> <td>医科学専攻</td> <td>5名</td> <td>10名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医学専攻</td> <td></td> <td></td> <td>52名</td> <td>208名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院経営学・管理学専攻</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10名</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5名</td> <td>10名</td> <td>52名</td> <td>208名</td> <td>10名</td> <td>20名</td> </tr> </tbody> </table>				研究科名	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程		1学年の定員	収容定員	1学年の定員	収容定員	1学年の定員	収容定員	医学研究科	医科学専攻	5名	10名					医学専攻			52名	208名			病院経営学・管理学専攻					10名	20名	計	5名	10名	52名	208名	10名	20名
研究科名	専攻	修士課程				博士課程		専門職学位課程																																																																																					
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員																																																																																						
医学研究科	医科学専攻	5名	10名																																																																																										
	医学専攻			52名	208名																																																																																								
	病院経営学・管理学専攻					10名	20名																																																																																						
	計	5名	10名	52名	208名	10名	20名																																																																																						
研究科名	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程																																																																																							
		1学年の定員	収容定員	1学年の定員	収容定員	1学年の定員	収容定員																																																																																						
医学研究科	医科学専攻	5名	10名																																																																																										
	医学専攻			52名	208名																																																																																								
	病院経営学・管理学専攻					10名	20名																																																																																						
	計	5名	10名	52名	208名	10名	20名																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">研究科名</th> <th rowspan="2">専攻</th> <th colspan="2">修士課程</th> <th colspan="2">博士後期課程</th> </tr> <tr> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療科学研究科</td> <td>医療科学専攻</td> <td>25名</td> <td>50名</td> <td>4名</td> <td>12名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25名</td> <td>50名</td> <td>4名</td> <td>12名</td> </tr> </tbody> </table>				研究科名	専攻	修士課程		博士後期課程		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	医療科学研究科	医療科学専攻	25名	50名	4名	12名	計	25名	50名	4名	12名	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">研究科名</th> <th rowspan="2">専攻</th> <th colspan="2">修士課程</th> <th colspan="2">博士後期課程</th> </tr> <tr> <th>1学年の定員</th> <th>収容定員</th> <th>1学年の定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">保健学研究科</td> <td>保健学専攻</td> <td>25名</td> <td>50名</td> <td>6名</td> <td>18名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25名</td> <td>50名</td> <td>6名</td> <td>18名</td> </tr> </tbody> </table>				研究科名	専攻	修士課程		博士後期課程		1学年の定員	収容定員	1学年の定員	収容定員	保健学研究科	保健学専攻	25名	50名	6名	18名						計	25名	50名	6名	18名																																							
研究科名	専攻	修士課程				博士後期課程																																																																																							
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員																																																																																								
医療科学研究科	医療科学専攻	25名	50名	4名	12名																																																																																								
	計	25名	50名	4名	12名																																																																																								
研究科名	専攻	修士課程		博士後期課程																																																																																									
		1学年の定員	収容定員	1学年の定員	収容定員																																																																																								
保健学研究科	保健学専攻	25名	50名	6名	18名																																																																																								
	計	25名	50名	6名	18名																																																																																								
<p>第12条乃至第15条 (現行のとおり)</p> <p>(入学資格)</p> <p>第16条 各研究科修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 大学を卒業した者</p> <p>(2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者</p> <p>(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学日本校)を修了した者</p> <p>(6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(7) 文部科学大臣の指定した専修学校の専門課程を修了した者</p>				<p>第12条乃至第15条 (省略)</p> <p>(入学資格)</p> <p>第16条 医学研究科修士課程及び保健学研究科修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 大学を卒業した者</p> <p>(2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者</p> <p>(3) 外国において、学校教育における16年以上の課程を修了した者</p> <p>(4) 文部科学大臣の指定した専修学校の専門課程を修了した者</p>																																																																																									

新	旧
<p>(8) 昭和28年文部省告示第5号に基づき文部科学大臣の指定した者 (9) 各研究科において個別の資格審査により第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた22歳以上の者</p> <p>2. 医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 大学の医学部医学科、歯学部又は6年制の獣医学部、6年制の薬学部を卒業した者 (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学、薬学）を修了した者 (3) 昭和30年文部省告示第39号に基づき文部科学大臣の指定した者 (4) 医学研究科において第1号に定める学部（学科）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者</p> <p>3. 各研究科博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者 (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者 (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者 (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者 (6) 平成元年文部省告示第118号に基づき文部科学大臣の指定した者 (7) 各研究科において個別の入学資格審査により第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた24歳以上の者</p> <p>4. 医学研究科専門職学位課程に入学することのできる者は、医学部医学科を卒業した人材に次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 医師免許を有するもの (2) 10年以上の実務経験を有する者 (3) 地域において中核的な役割を担う病院や地域を支える病院の病院経営・管理の実務に取り組み、地域を支えるリーダーとなることを志す者 (4) 地域において中核的な役割を担う病院や地域を支える病院の医療専門職業等に就いており、病院経営・管理に関する高度の専門的知識や実務能力の修得を志す者 (5) 医学研究科専門職学位課程において個別の資格審査により前項各号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者</p>	<p>(5) 昭和28年文部省告示第5号に基づき文部科学大臣の指定した者 (6) 各研究科において個別の資格審査により第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者</p> <p>2. 医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 大学の医学部医学科、歯学部又は6年制の獣医学部、6年制の薬学部を卒業した者 (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学、薬学）を修了した者 (3) 昭和30年文部省告示第39号に基づき文部科学大臣の指定した者 (4) 医学研究科において第1号に定める学部（学科）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者</p> <p>3. <u>保健学研究科</u>の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 修士の学位を有する者 (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(3) 平成元年文部省告示第118号に基づき文部科学大臣の指定した者 (4) <u>保健学研究科</u>において個別の入学資格審査により第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者</p> <p>4. 医学研究科専門職学位課程に入学することのできる者は、医学部医学科を卒業した人材に次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 医師免許を有するもの (2) 10年以上の実務経験を有する者 (3) 地域において中核的な役割を担う病院や地域を支える病院の病院経営・管理の実務に取り組み、地域を支えるリーダーとなることを志す者 (4) 地域において中核的な役割を担う病院や地域を支える病院の医療専門職業等に就いており、病院経営・管理に関する高度の専門的知識や実務能力の修得を志す者 (5) 医学研究科専門職学位課程において個別の資格審査により前項各号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者</p>
第17条乃至第19条（現行のとおり）	第17条乃至第19条（省略）
<p>(休学) 第20条 学長は、休学を希望する者が疾病その他やむを得ない事由により、その事由を記載し、医学研究科においては医学研究科長、<u>医療科学研究科</u>においては<u>医療科学研究科長</u>、保健学研究科においては保健学研究科長（以下併せて、各研究科長という）を経て願い出た者があるときは、これを許可することができる。ただし、疾病による場合は医師の診断書を提出しなければならない。</p> <p>2. 学長は、疾病その他の事由により修学することが不相当と認めるときは、休学を命ずることができる。</p>	<p>(休学) 第20条 学長は、休学を希望する者が疾病その他やむを得ない事由により、その事由を記載し、医学研究科においては医学研究科長、<u>保健学研究科</u>においては保健学研究科長（以下併せて、各研究科長という）を経て願い出た者があるときは、これを許可することができる。ただし、疾病による場合は医師の診断書を提出しなければならない。</p> <p>2. 学長は、疾病その他の事由により修学することが不相当と認めるときは、休学を命ずることができる。</p>
第21条乃至第27条（現行のとおり）	第21条乃至第27条（省略）
<p>(分野及び授業科目) 第28条 各研究科の教育課程は、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表2-1、別表2-2、<u>別表3-1、別表3-2</u>のとおりとする。</p> <p>2. 授業科目は、必修科目と選択科目とする。</p> <p>3. 授業科目の学年配分及び毎週授業時間数は、<u>各研究科委員会</u>において定める。</p>	<p>(分野及び授業科目) 第28条 各研究科の教育課程は、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表2-1、別表2-2のとおりとする。</p> <p>2. 授業科目は、必修科目と選択科目とする。</p> <p>3. 授業科目の学年配分及び毎週授業時間数は、<u>医学研究科委員会</u>、<u>保健学研究科</u>においては<u>保健学研究科委員会</u>において定める。</p>
<p>(単位の計算方法) 第29条（現行のとおり）</p>	<p>(単位の計算方法) 第29条（省略）</p>
第7章 履修方法等	第7章 履修方法等
<p>(研究指導及び授業) 第30条 各研究科における研究指導は、原則として担当教授（<u>医療科学研究科</u>及び<u>保健学研究科</u>においては教授又は准教授とし、以下同じ）が担</p>	<p>(研究指導及び授業) 第30条 各研究科における研究指導は、原則として担当教授（<u>保健学研究科</u>においては教授又は准教授とし、以下同じ）が担当する。</p>

新	旧																																																
<p>当する。</p> <p>2. 各研究科における授業は、原則として第5条第1項に定める教員が担当する。ただし、必要に応じて第5条第2項に定める教員が担当する。</p> <p>3. 前項にかかわらず、教育上有益と各研究科委員会で認められるときは、客員教授、客員准教授、客員講師に授業を担当させることができる。</p> <p>(履修方法)</p> <p>第31条 学生は在学期間中に、各研究科所定の授業科目を履修し、次に定める所定の単位以上を修得し、更に独創的研究に基づく学位論文（保健学研究科修士課程における課題研究論文及び医学研究科専門職学位課程における課題研究成果物報告書を含む）を提出し、かつ第37条に定める最終試験に合格しなければならない。なお、履修方法の詳細については別に定める。</p>	<p>2. 各研究科における授業は、原則として第5条第1項に定める教員が担当する。ただし、必要に応じて第5条第2項に定める教員が担当する。</p> <p>3. 前項にかかわらず、教育上有益と各研究科委員会で認められるときは、客員教授、客員准教授、客員講師に授業を担当させることができる。</p> <p>(履修方法)</p> <p>第31条 学生は在学期間中に、各研究科所定の授業科目を履修し、次に定める所定の単位以上を修得し、更に独創的研究に基づく学位論文（保健学研究科修士課程における課題研究論文及び医学研究科専門職学位課程における課題研究成果物報告書を含む）を提出し、かつ第37条に定める最終試験に合格しなければならない。なお、履修方法の詳細については別に定める。</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>所定 単位数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医学研究科修士課程</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医学研究科博士課程</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医学研究科専門職学位課程</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療科学研究科修士課程</td> <td>30</td> <td>ただし、生体情報検査科学領域 遺伝カウンセリング分野においては39単位、生殖補助医療分野においては34単位</td> </tr> <tr> <td>医療科学研究科博士後期課程</td> <td>14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健学研究科修士課程</td> <td>30</td> <td>ただし、看護学領域 急性期・周術期分野においては57単位</td> </tr> <tr> <td>保健学研究科博士後期課程</td> <td>14</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課程	所定 単位数	備考	医学研究科修士課程	30		医学研究科博士課程	30		医学研究科専門職学位課程	30		医療科学研究科修士課程	30	ただし、生体情報検査科学領域 遺伝カウンセリング分野においては39単位、生殖補助医療分野においては34単位	医療科学研究科博士後期課程	14		保健学研究科修士課程	30	ただし、看護学領域 急性期・周術期分野においては57単位	保健学研究科博士後期課程	14		<table border="1"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>所定 単位数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医学研究科修士課程</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医学研究科博士課程</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医学研究科専門職学位課程</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健学研究科修士課程</td> <td>30</td> <td>ただし、臨床検査学領域 遺伝カウンセリング分野においては37単位、生殖補助医療分野においては34単位、看護学領域 急性期・周術期分野においては57単位、医療経営情報学領域 医療通訳分野においては32単位</td> </tr> <tr> <td>保健学研究科博士後期課程</td> <td>14</td> <td>ただし、看護医療科学領域においては16単位</td> </tr> </tbody> </table>	課程	所定 単位数	備考	医学研究科修士課程	30		医学研究科博士課程	30		医学研究科専門職学位課程	30								保健学研究科修士課程	30	ただし、臨床検査学領域 遺伝カウンセリング分野においては37単位、生殖補助医療分野においては34単位、看護学領域 急性期・周術期分野においては57単位、医療経営情報学領域 医療通訳分野においては32単位	保健学研究科博士後期課程	14	ただし、看護医療科学領域においては16単位
課程	所定 単位数	備考																																															
医学研究科修士課程	30																																																
医学研究科博士課程	30																																																
医学研究科専門職学位課程	30																																																
医療科学研究科修士課程	30	ただし、生体情報検査科学領域 遺伝カウンセリング分野においては39単位、生殖補助医療分野においては34単位																																															
医療科学研究科博士後期課程	14																																																
保健学研究科修士課程	30	ただし、看護学領域 急性期・周術期分野においては57単位																																															
保健学研究科博士後期課程	14																																																
課程	所定 単位数	備考																																															
医学研究科修士課程	30																																																
医学研究科博士課程	30																																																
医学研究科専門職学位課程	30																																																
保健学研究科修士課程	30	ただし、臨床検査学領域 遺伝カウンセリング分野においては37単位、生殖補助医療分野においては34単位、看護学領域 急性期・周術期分野においては57単位、医療経営情報学領域 医療通訳分野においては32単位																																															
保健学研究科博士後期課程	14	ただし、看護医療科学領域においては16単位																																															
<p>2. 選択科目の履修については、予め担当教授の指導に従う。</p> <p>3. 担当教授が研究指導上必要と認めるときは、研究科内の他の専門分野を履修させることができる。</p> <p>4. 教育上特別の必要があると認められる場合には、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において、研究指導又は授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p> <p>(履修届)</p> <p>第32条 (現行のとおり)</p> <p>(他の大学院における履修)</p> <p>第33条 学長は、教育上有益であると研究科委員会が認め、意見を述べるときは、学生（医学研究科の修士課程を除く）が他の大学院の授業科目を履修することを許可することができる。なお、研究科委員会は、許可に先立ち当該大学院と協議するものとする。</p> <p>2. 前項により修得した単位は、次の各号に掲げる単位数を限度に課程修了の要件となる単位として取扱うことができる。</p> <p>(1) 医学研究科博士課程 6単位</p> <p>(2) 医療科学研究科修士課程 10単位</p> <p>(3) 医療科学研究科博士後期課程 4単位</p> <p>(4) 保健学研究科修士課程 10単位</p> <p>(5) 保健学研究科博士後期課程 4単位</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第34条 学長は、<u>医療科学研究科修士課程又は保健学研究科修士課程</u>の学生が本大学院への入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）について、各研究科委員会に意見を求め、本大学院に入学した後の、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2. 前項の規定により修得したとみなすことができる単位数は、15単位を限度とし、第33条第2項の規程により修得したものとして取扱う単位数と合わせて20単位を限度とする。</p> <p>第35条及び第36条 (現行のとおり)</p>	<p>2. 選択科目の履修については、予め担当教授の指導に従う。</p> <p>3. 担当教授が研究指導上必要と認めるときは、研究科内の他の専門分野を履修させることができる。</p> <p>4. 教育上特別の必要があると認められる場合には、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において、研究指導又は授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p> <p>(履修届)</p> <p>第32条 (省略)</p> <p>(他の大学院における履修)</p> <p>第33条 学長は、教育上有益であると研究科委員会が認め、意見を述べるときは、学生（医学研究科の修士課程を除く）が他の大学院の授業科目を履修することを許可することができる。なお、研究科委員会は、許可に先立ち当該大学院と協議するものとする。</p> <p>2. 前項により修得した単位は、次の各号に掲げる単位数を限度に課程修了の要件となる単位として取扱うことができる。</p> <p>(1) 医学研究科博士課程 6単位</p> <p>(2) 保健学研究科修士課程 10単位</p> <p>(3) 保健学研究科博士後期課程 4単位</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第34条 学長は、<u>保健学研究科の修士課程</u>の学生が本大学院への入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）について、<u>保健学研究科委員会</u>に意見を求め、本大学院に入学した後の、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2. 前項の規定により修得したとみなすことができる単位数は、15単位を限度とし、第33条第2項の規程により修得したものとして取扱う単位数と合わせて20単位を限度とする。</p> <p>第35条及び第36条 (省略)</p>																																																

新	旧
<p>(論文の審査及び最終試験)</p> <p>第37条 医学研究科における学位論文の審査は、医学研究科委員会で選出する3名以上の教授が行う。</p> <p>2. <u>医療科学研究科における学位論文の審査は、医療科学研究科委員会で選出する3名以上の教授又は准教授が行う。ただし、審査委員のうち1名以上は教授とする。</u></p> <p>3. 保健学研究科における学位論文の審査は、保健学研究科委員会で選出する3名以上の教授又は准教授が行う。ただし、審査委員のうち1名以上は教授とする。</p> <p>3. 審査委員には、必要に応じて当該研究科委員会委員以外の本大学院担当教員を加えることができる。</p> <p>4. 最終試験は、学位論文の審査が終了した後に、学位論文を中心として、これに関連のある内容について口頭又は筆答により行う。</p> <p>(課程の修了)</p> <p>第38条 (現行のとおり)</p> <p>第9章 学位</p> <p>(学位授与)</p> <p>第39条 学長は、医学研究科修士課程に2年以上在学して30単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、修士(医学)の学位を授与する。</p> <p>2. 学長は、医学研究科博士課程に4年以上在学して30単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士(医学)の学位を授与する。ただし、3年以上在学し、優れた研究業績を挙げ、所定の要件を満たした場合は、在学期間が4年未満であっても学位を授与することができる。</p> <p>3. 学長は、医学研究科専門職学位課程に1年6月以上在学して30単位以上を修得し、課題研究の審査及び最終試験に合格した者に対し、病院経営学・管理学修士(専門職)の学位を授与する。</p> <p>4. 学長は、<u>医療科学研究科修士課程に2年以上在学して30単位(医療科学専攻 生体情報検査科学領域 遺伝カウンセリング分野においては39単位、生殖補助医療分野においては34単位)以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、修士(医療科学)の学位を授与する。</u></p> <p>5. 学長は、保健学研究科修士課程に2年以上在学して30単位(看護学領域 急性期・周術期分野においては57単位)以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、次の各号に掲げるとおりまたは修士の学位を授与する。</p> <p>(1) 看護学領域 修士(看護学)</p> <p>(2) リハビリテーション学領域 修士(保健学)</p> <p>6. 学長は、<u>医療科学研究科博士後期課程に3年以上在学して14単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士(医療科学)の学位を授与する。ただし、2年以上在学し、優れた研究業績を挙げ、所定の要件を満たした場合には、在学期間が3年未満であっても学位を授与することができる。</u></p> <p>7. 学長は、保健学研究科博士後期課程に3年以上在学して14単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士(保健学)の学位を授与する。ただし、2年以上在学し、優れた研究業績を挙げ、所定の要件を満たした場合には、在学期間が3年未満であっても学位を授与することができる。</p> <p>第39条の2乃至第40条 (現行のとおり)</p> <p>第41条 入学検定料、入学金、授業料については別表4、別表5、別表6のとおりとする。</p> <p>2. 既納の授業料は如何なる事由があっても、一切返還しない。</p> <p>3. 授業料は、社会情勢その他の事由により変更する場合がある。なお、変更した場合の変更後の授業料は翌年度から適用される。</p> <p>第42条乃至第44条 (現行のとおり)</p>	<p>(論文の審査及び最終試験)</p> <p>第37条 医学研究科における学位論文の審査は、医学研究科委員会で選出する3名以上の教授が行う。</p> <p>2. 保健学研究科における学位論文の審査は、保健学研究科委員会で選出する3名以上の教授又は准教授が行う。ただし、審査委員のうち1名以上は教授とする。</p> <p>3. 審査委員には、必要に応じて当該研究科委員会委員以外の本大学院担当教員を加えることができる。</p> <p>4. 最終試験は、学位論文の審査が終了した後に、学位論文を中心として、これに関連のある内容について口頭又は筆答により行う。</p> <p>(課程の修了)</p> <p>第38条 (省略)</p> <p>第9章 学位</p> <p>(学位授与)</p> <p>第39条 学長は、医学研究科修士課程に2年以上在学して30単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、修士(医学)の学位を授与する。</p> <p>2. 学長は、医学研究科博士課程に4年以上在学して30単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士(医学)の学位を授与する。ただし、3年以上在学し、優れた研究業績を挙げ、所定の要件を満たした場合は、在学期間が4年未満であっても学位を授与することができる。</p> <p>3. 学長は、医学研究科専門職学位課程に1年6月以上在学して30単位以上を修得し、課題研究の審査及び最終試験に合格した者に対し、病院経営学・管理学修士(専門職)の学位を授与する。</p> <p>4. 学長は、保健学研究科修士課程に2年以上在学して30単位(保健学専攻 臨床検査学領域 遺伝カウンセリング分野においては37単位、生殖補助医療分野においては34単位、看護学領域 急性期・周術期分野においては57単位、医療経営情報学領域 医療通訳分野においては32単位)以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、次の各号に掲げるとおり修士の学位を授与する。</p> <p>(1) 臨床検査学領域 修士(保健学)</p> <p>(2) 看護学領域 修士(看護学)</p> <p>(3) 医用放射線科学領域 修士(保健学)</p> <p>(4) リハビリテーション学領域 修士(保健学)</p> <p>(5) 臨床工学領域 修士(保健学)</p> <p>(6) 医療経営情報学領域 修士(保健学)</p> <p>5. 学長は、保健学研究科博士後期課程に3年以上在学して14単位(看護医療科学領域においては16単位)以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士(医療科学)の学位を授与する。ただし、2年以上在学し、優れた研究業績を挙げ、所定の要件を満たした場合には、在学期間が3年未満であっても学位を授与することができる。</p> <p>第39条の2乃至第40条 (現行のとおり)</p> <p>第41条 入学検定料、入学金、授業料については別表3、別表4のとおりとする。</p> <p>2. 既納の授業料は如何なる事由があっても、一切返還しない。</p> <p>3. 授業料は、社会情勢その他の事由により変更する場合がある。なお、変更した場合の変更後の授業料は翌年度から適用される。</p> <p>第42条乃至第44条 (現行のとおり)</p>

新	旧
<p>(科目等履修生)</p> <p>第45条 学長は、<u>医療科学研究科修士課程又は保健学研究科修士課程</u>の授業科目の一部を履修することを希望する者がある場合において、学生の学修に支障のないときは、<u>各研究科委員会の選考を経て</u>、科目等履修生として、これを許可することができる。</p> <p>2. 科目等履修生の入学資格は、第16条第1項に定める資格を有する者とする。</p> <p>3. 科目等履修生の履修科目の認定は、履修した授業科目につき第35条を準用する。</p> <p>4. 科目等履修生の入学手続き、学費、その他必要事項に関する規程は、別に定める。</p> <p>第46条乃至第48条 (現行のとおり)</p> <p>附則</p> <p>1. 乃至30. (現行のとおり)</p> <p>31. <u>この改正学則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(科目等履修生)</p> <p>第45条 学長は、保健学研究科<u>の</u>修士課程の授業科目の一部を履修することを希望する者がある場合において、学生の学修に支障のないときは、<u>保健学研究科委員会の選考を経て</u>、科目等履修生として、これを許可することができる。</p> <p>2. 科目等履修生の入学資格は、第16条第1項に定める資格を有する者とする。</p> <p>3. 科目等履修生の履修科目の認定は、履修した授業科目につき第35条を準用する。</p> <p>4. 科目等履修生の入学手続き、学費、その他必要事項に関する規程は、別に定める。</p> <p>第46条乃至第48条 (省略)</p> <p>附則</p> <p>1. 乃至30. (省略)</p>

藤田医科大学大学院学則（別表）新旧対照表

新							旧								
別表2-1 医療科学研究科医療科学専攻修士課程、授業科目及び単位表															
研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備考	研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備考
				必修科目	単位	選択科目						単位	必修科目	単位	
医療科学研究科	医療科学専攻	共通科目		医療科学セミナー	2	アントレプレナーシップ概論	2								
						生命倫理学	2	生体情報検査科学領域においては、生体情報検査科学セミナーを必修科目とする。 ただし、遺伝カウンセリング分野は除く。							
						免疫学概論	2								
						医療情報処理学	2								
						臨床遺伝学	2								
						生体情報検査科学セミナー	2								
						分子遺伝学特論	2								
						コンサルテーション論	2								
						生体情報工学	2								
						放射線情報処理学	2								
						放射線基礎医学	2								
						放射線衛生学	2								
						磁気共鳴画像解析学	2								
						環境・病態生理学	2								
		臨床医工学	2												
		医療ロボット工学	2												

藤田医科大学大学院学則（別表）新旧対照表

新							旧								
別表2-1 医療科学研究科医療科学専攻修士課程、授業科目及び単位表															
研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備考	研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備考
				必修科目	単位	選択科目						単位	必修科目	単位	
医療科学研究科	医療科学専攻	生体情報検査科学	生体情報検査科学	生体情報検査科学特論Ⅰ	2	生体情報検査科学特論Ⅰ	2								
				生体情報検査科学特論Ⅱ	2	生体情報検査科学特論Ⅱ	2								
				生体情報検査科学演習	6	疾患モデル科学特論	2								
				生体情報検査科学特別研究	12	先端医療開発論	2								
			遺伝カウンセリング	基礎人類遺伝学	2		遺伝カウンセリング分野を専攻した場合は、共通科目の生命倫理学、臨床遺伝学、分子遺伝学特論、コンサルテーション論を必修科目とする。								
				基礎人類遺伝学演習	2										
				臨床遺伝学演習	2										
				遺伝関連情報・情報検索方法演習	1										
				遺伝医療と社会	2										
				遺伝医療と倫理演習	1										
				遺伝カウンセリング	1										
				遺伝カウンセリング演習	2										
				遺伝カウンセリング実習	6										
				遺伝カウンセリング特別研究	10										
			生殖補助医療	生殖補助医療特論	2		生殖補助医療分野を専攻した場合は、共通科目の免疫学概論、臨床遺伝学、分子遺伝学特論、環境・病態生理学、生体情報検査科学領域の疾患モデル科学特論を必修科目とする。								
				生殖補助医療演習Ⅰ	4										
				生殖補助医療演習Ⅱ	4										
				生殖補助医療特別研究	10										

藤田医科大学大学院学則（別表）新旧対照表

新								旧									
別表2-1 医療科学研究科医療科学専攻修士課程、授業科目及び単位数表																	
研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考	研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目	単位	選択科目	単位						必修科目	単位	選択科目	単位	
医療科学研究科	医療科学専攻	医用量子科学領域	医用量子科学分野	医用量子科学特論	4	医用量子科学特論	4										
				医用量子科学演習	6												
				医用量子科学特別研究	12												
			医学物理学分野	医学物理学特論	2	医学物理学特論	2		医学物理学臨床実習を選択する場合は、医学物理学演習の受講を必須とする。								
				医学物理学演習	4	総合医理工学特論	2										
				医学物理学特別研究	10	医学物理学臨床実習	4										

藤田医科大学大学院学則（別表）新旧対照表

新							旧										
別表2-1 医療科学研究科医療科学専攻修士課程、授業科目及び単位表																	
研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考	研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目		選択科目							必修科目		選択科目		
医療科学研究科	医療科学専攻	医用生体工学領域	医用生体工学分野	医用生体工学特論Ⅰ	2	医用生体工学特論Ⅰ	2										
				医用生体工学特論Ⅱ	2	医用生体工学特論Ⅱ	2										
				医用生体工学演習	6												
				医用生体工学特別研究	12												

藤田医科大学大学院学則（別表）新旧対照表

新							旧									
別表2-2 医療科学研究科医療科学専攻 博士後期課程、授業科目及び単位表																
研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備考	研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備考	
				必修科目	単位	選択科目						単位	必修科目	単位		選択科目
医療科学研究科	医療科学専攻	共通科目		医療科学概論	2											
				医療科学研究論	2											
		生体情報検査科学領域	生体情報検査科学分野	生体情報検査科学特別研究	6	生体情報検査科学特論	2									
						生体情報検査科学演習	2									
		医用量子科学領域	医用量子科学分野	医用量子科学特別研究	6	医用量子科学特論	2									
						医用量子科学演習	2									
		医用生体工学領域	医用生体工学分野	医用生体工学特別研究	6	医用生体工学特論	2									
						医用生体工学演習	2									

藤田医科大学大学院学則（別表）新旧対照表

新							旧								
別表3-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表							別表2-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表								
研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備考	研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備考
				必修科目	単位	選択科目						単位	必修科目	単位	
保健学研究科	保健学専攻	共通		保健学セミナー	2	削除		保健学セミナー	保健学専攻	共通		アントレプレナーシップ概論	2	臨床検査学領域においては、	
				生命倫理学	2	削除						免疫学概論	2	検査学セミナー	
				健康科学概論	2	削除						健康科学概論	2	を必修科目とする。	
				削除		削除						医療情報処理学	2	る。	
				削除		削除						臨床遺伝学	2	ただし、遺伝	
				削除		削除						臨床検査学セミナー	2	カウンセリング	
				保健実践入門	2	削除						分子遺伝学特論	2	分野は除く。	
				看護研究法	2	削除						看護研究法	2		
				看護理論	2	削除						看護理論	2		
				コンサルテーション論	2	削除						コンサルテーション論	2		
				チーム医療論	1	削除						チーム医療論	1		
				医療安全特論	1	削除						医療安全特論	1		
				削除		削除						生体情報工学	2		
				削除		削除						放射線情報処理学	2		
				削除		削除						放射線基礎医学	2		
				削除		削除						放射線衛生学	2		
				リハビリテーション医学	2	削除						磁気共鳴画像解析学	2		
				リハビリテーション学概論	2	削除						リハビリテーション医学	2		
				運動生理学特論	2	削除						リハビリテーション学概論	2		
				臨床教育学	2	削除						運動生理学特論	2		
運動機能障害	2	削除		臨床教育学	2										
削除		削除		運動機能障害	2										
削除		削除		環境・病態生理学	2										
削除		削除		臨床医工学	2										

藤田医科大学大学院学則（別表）新旧対照表

新							旧									
別表3-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表							別表2-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表									
研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備考	研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備考	
				必修科目	単位	選択科目						単位	必修科目	単位		選択科目
保健学研究科	保健学専攻	廃止	廃止					保健学研究科	保健学専攻	臨床検査学領域	臨床検査学分野	臨床検査学特論Ⅰ	2	臨床検査学特論Ⅰ	2	<p>遺伝カウンセリング分野を専攻した場合は、共通科目の生命倫理学、臨床遺伝学、コンサルテーション、分子遺伝学特論を必修科目とする。</p> <p>生殖補助医療分野を専攻した場合は、共通科目の免疫学概論、臨床遺伝学、分子遺伝学特論、環境・病態生理学、臨床検査学領域の疾患モデル科学特論を必修科目とする。</p>
							臨床検査学特論Ⅱ					2	臨床検査学特論Ⅱ	2		
							臨床検査学演習					6	疾患モデル科学特論	2		
				臨床検査学特別研究	12	臨床研究コーディネート実習	2									
			廃止					臨床検査学領域	遺伝カウンセリング分野	基礎人類遺伝学	2	臨床研究・治験概論	2			
										基礎人類遺伝学演習	2	先端医療開発論	2			
										臨床遺伝学演習	1					
								遺伝関連情報・情報検索方法演習		1						
								遺伝医療と社会		1						
								遺伝医療と倫理演習		1						
								遺伝カウンセリング		1						
								遺伝カウンセリング演習		2						
								遺伝カウンセリング実習		6						
								遺伝カウンセリング特別研究		10						
			廃止					生殖補助医療分野	生殖補助医療特論	2						
									生殖補助医療演習Ⅰ	4						
									生殖補助医療演習Ⅱ	4						
									生殖補助医療特別研究	10						

藤田医科大学大学院学則（別表）新旧対照表

新							旧									
別表 3-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表							別表 2-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表									
研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備考	研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備考	
				必修科目	単位	選択科目						単位	必修科目	単位		選択科目
保健学研究科	保健学	看護	成人看護学・老年看護学	成人・老年看護学特論Ⅰ	2	成人・老年看護学特論Ⅰ	2	成人看護学・老年看護学	保健学	看護	成人看護学・老年看護学	セルフケア学特論Ⅰ	2	セルフケア学特論Ⅰ	2	
				成人・老年看護学特論Ⅱ	2	成人・老年看護学特論Ⅱ	2					セルフケア学特論Ⅱ	2	セルフケア学特論Ⅱ	2	
				成人・老年看護学演習Ⅰ	2							セルフケア学演習Ⅰ	2			
				成人・老年看護学演習Ⅱ	2							セルフケア学演習Ⅱ	2			
				成人・老年看護学特別研究	10							セルフケア学特別研究	10			
		健護	精神看護学・地域看護学	精神・地域看護学特論Ⅰ	2	精神・地域看護学特論Ⅰ	2	精神看護学・地域看護学	健護	精神・地域看護学	精神・地域看護学特論Ⅰ	2	精神・地域看護学特論Ⅰ	2	精神・地域看護学特論Ⅰ	2
				精神・地域看護学特論Ⅱ	2	精神・地域看護学特論Ⅱ	2				精神・地域看護学特論Ⅱ	2	精神・地域看護学特論Ⅱ	2		
				精神・地域看護学演習Ⅰ	2						精神・地域看護学演習Ⅰ	2				
				精神・地域看護学演習Ⅱ	2						精神・地域看護学演習Ⅱ	2				
				精神・地域看護学特別研究	10						精神・地域看護学特別研究	10				
	学	母性看護学・小児看護学	母性・小児看護学特論Ⅰ	2	母性・小児看護学特論Ⅰ	2	母性看護学・小児看護学	学	母性・小児看護学	母性・小児看護学特論Ⅰ	2	母性・小児看護学特論Ⅰ	2	母性・小児看護学特論Ⅰ	2	
			母性・小児看護学特論Ⅱ	2	母性・小児看護学特論Ⅱ	2				母性・小児看護学特論Ⅱ	2	母性・小児看護学特論Ⅱ	2			
			母性・小児看護学演習Ⅰ	2						母性・小児看護学演習Ⅰ	2					
			母性・小児看護学演習Ⅱ	2						母性・小児看護学演習Ⅱ	2					
			母性・小児看護学特別研究	10						母性・小児看護学特別研究	10					
	研究	学	基礎看護学・統合看護学	基礎・統合看護学特論Ⅰ	2	基礎・統合看護学特論Ⅰ	2	基礎看護学・統合看護学	研究	基礎・統合看護学	基礎・統合看護学特論Ⅰ	2	基礎・統合看護学特論Ⅰ	2	基礎・統合看護学特論Ⅰ	2
				基礎・統合看護学特論Ⅱ	2	基礎・統合看護学特論Ⅱ	2				基礎・統合看護学特論Ⅱ	2	基礎・統合看護学特論Ⅱ	2		
				基礎・統合看護学演習Ⅰ	2						基礎・統合看護学演習Ⅰ	2				
				基礎・統合看護学演習Ⅱ	2						基礎・統合看護学演習Ⅱ	2				
				基礎・統合看護学特別研究	10						基礎・統合看護学特別研究	10				
専攻	領域	急性期・周術期分野	フィジカルアセスメント	2	フィジカルアセスメント	2	急性期・周術期分野を専攻した場合は、共通科目の健康科学概論、チーム医療論、医療安全特論を必修科目とする。	専攻	領域	急性期・周術期分野	フィジカルアセスメント	2	フィジカルアセスメント	2	急性期・周術期分野を専攻した場合は、共通科目の健康科学概論、チーム医療論、医療安全特論を必修科目とする。	
			病態生理学特論	2	病態生理学特論	2					病態生理学特論	2	病態生理学特論	2		
			臨床薬理学特論	2	臨床薬理学特論	2					臨床薬理学特論	2	臨床薬理学特論	2		
			薬物治療学	2	薬物治療学	2					薬物治療学	2	薬物治療学	2		
			クリティカルケア学特論	2	クリティカルケア学特論	2					クリティカルケア学特論	2	クリティカルケア学特論	2		
			外科医療病態診断学特論	2	外科医療病態診断学特論	2					外科医療病態診断学特論	2	外科医療病態診断学特論	2		
			総合内科学特論	3	総合内科学特論	3					総合内科学特論	3	総合内科学特論	3		
			外科患者管理学特論Ⅰ	3	外科患者管理学特論Ⅰ	3					外科患者管理学特論Ⅰ	3	外科患者管理学特論Ⅰ	3		
			外科患者管理学特論Ⅱ	3	外科患者管理学特論Ⅱ	3					外科患者管理学特論Ⅱ	3	外科患者管理学特論Ⅱ	3		
			急性期患者管理学特論	3	急性期患者管理学特論	3					急性期患者管理学特論	3	急性期患者管理学特論	3		
在宅医療特論	1	在宅医療特論	1	在宅医療特論	1	在宅医療特論	1									
急性期・外科患者管理演習	2	在宅医療特定行為実習	1	急性期・外科患者管理演習	2	在宅医療特定行為実習	1									
急性期・外科患者管理統合実習	19			急性期・外科患者管理統合実習	19											
急性期・周術期課題研究	5			急性期・周術期課題研究	5											

新								旧									
別表3-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表								別表2-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表									
研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考	研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目		選択科目							必修科目		選択科目		
保健学研究科	保健学専攻	看護学領域	臓器移植コーディネーター分野	臓器移植に伴う倫理	2	臓器移植に伴う倫理	2	臓器移植コーディネーター分野を専攻した場合は、共通科目の生命倫理学、コンサルテーション論、チーム医療論を必修科目とする。	保健学研究科	保健学専攻	看護学領域	臓器移植コーディネーター分野	臓器移植に伴う倫理	2	臓器移植に伴う倫理	2	臓器移植コーディネーター分野を専攻した場合は、共通科目の生命倫理学、コンサルテーション論、チーム医療論を必修科目とする。
				臓器移植医療論	2	臓器移植医療論	2						臓器移植医療論	2			
				臓器移植コーディネーター特論	2	臓器移植コーディネーター特論	2						臓器移植コーディネーター特論	2			
				《レシピエント移植コーディネーターコース》													
				レシピエント移植コーディネーター演習	2								レシピエント移植コーディネーター演習	2			
				レシピエント移植コーディネーター実習	5								レシピエント移植コーディネーター実習	5			
				レシピエント移植コーディネーター課題研究	5								レシピエント移植コーディネーター課題研究	5			
				《ドナー移植コーディネーターコース》									《ドナー移植コーディネーターコース》				
				ドナー移植コーディネーター演習	2								ドナー移植コーディネーター演習	2			
				ドナー移植コーディネーター実習	5								ドナー移植コーディネーター実習	5			
ドナー移植コーディネーター課題研究	5			ドナー移植コーディネーター課題研究	5												

藤田医科大学大学院学則（別表）新旧対照表

新								旧									
別表 3-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表								別表 2-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表									
研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考	研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目	単位	選択科目	単位						必修科目	単位	選択科目	単位	
保健学研究科	保健学専攻	廃止	廃止					保健学研究科	保健学専攻	医用放射線科学領域	医用放射線科学分野	医用放射線科学特論Ⅰ	2	医用放射線科学特論Ⅰ	2		
			廃止									医用放射線科学特論Ⅱ	2	医用放射線科学特論Ⅱ	2		
							医用放射線科学演習	6									
						医用放射線科学特別研究	12										
										医学物理学分野	医学物理学特論	2	医学物理学特論	2	医学物理学臨床実習を選択する場合は、医学物理学演習の受講を必須とする。		
										医学物理学演習	4	医学物理学臨床実習	4				
										医学物理学特別研究	10						

藤田医科大学大学院学則（別表）新旧対照表

新								旧									
別表3-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表								別表2-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表									
研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考	研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目		選択科目							必修科目		選択科目		
保健学研究科	保健学	リハビリテーション学	活動科学分野	リハビリテーション科学特論	2	リハビリテーション科学特論	2		保健学	リハビリテーション学	活動科学分野	リハビリテーション科学特論	2	リハビリテーション科学特論	2		
				活動科学演習	4							活動科学演習	4				
				活動科学特別研究	10							活動科学特別研究	10				
			摂食・嚥下分野	摂食・嚥下治療学特論	2	摂食・嚥下治療学特論	2				摂食・嚥下治療学特論	2	摂食・嚥下治療学特論	2			
				摂食・嚥下治療学演習	4										摂食・嚥下治療学演習	4	
				摂食・嚥下治療学特別研究	10										摂食・嚥下治療学特別研究	10	
			リハビリテーション機能形態学分野	リハビリテーション機能形態学特論	2	リハビリテーション機能形態学特論	2				リハビリテーション機能形態学特論	2	リハビリテーション機能形態学特論	2			
				リハビリテーション機能形態学演習	4										リハビリテーション機能形態学演習	4	
				リハビリテーション機能形態学特別研究	10										リハビリテーション機能形態学特別研究	10	
			リハビリテーション教育科学分野	リハビリテーション教育科学特論 I	2	リハビリテーション教育科学特論 I	2				リハビリテーション教育科学特論 I	2	リハビリテーション教育科学特論	2			
リハビリテーション教育科学特論 II	2	リハビリテーション教育科学特論 II			2												
リハビリテーション教育科学演習	4	リハビリテーション教育科学演習		4													
リハビリテーション教育科学特別研究	10	リハビリテーション教育科学特別研究		10													
リハビリテーション生体医工学分野	リハビリテーション科学特論	2	リハビリテーション科学特論	2	リハビリテーション科学特論	2	リハビリテーション科学特論	2									
	リハビリテーション生体医工学演習	4							リハビリテーション生体医工学演習	4							
	リハビリテーション生体医工学特別研究	10							リハビリテーション生体医工学特別研究	10							

藤田医科大学大学院学則（別表）新旧対照表

新							旧										
別表3-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表							別表2-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表										
研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考	研究科の名称	専攻	領域	専攻分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目		単位	選択科目						単位	必修科目		単位	
保健学研究科	保健学専攻	廃止	廃止						保健学専攻	臨床工学領域	臨床工学分野	臨床工学特論Ⅰ	2	臨床工学特論Ⅰ	2		
												臨床工学特論Ⅱ	2	臨床工学特論Ⅱ	2		
												臨床工学演習	6				
												臨床工学特別研究	12				

藤田医科大学大学院学則（別表）新旧対照表

新								旧									
別表3-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表								別表2-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表									
研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考	研究科の名称	専攻	領域	専攻分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目	単位	選択科目	単位						必修科目	単位	選択科目	単位	
保健学研究科	保健学専攻	廃止	廃止						保健学研究科	保健学専攻	医療情報学	医療マネジメント学特論	2	医療マネジメント学特論	2		
			廃止									医療マネジメント学演習	4				
			廃止									医療マネジメント学特別研究	10				
保健学研究科	保健学専攻	廃止	廃止						保健学研究科	保健学専攻	医療情報学	医療情報学特論	2	医療情報学特論	2	医療通訳分野を専攻した場合は、共通科目のコンサルテーション論を必修科目とする。	
													医療情報学演習	4			
													医療情報学特別研究	10			
													臨床基礎医学	2	臨床基礎医学		2
													医療関連法規	2	医療関連法規		2
													医療通訳倫理概論	2	医療通訳倫理概論		2
													多文化共生論	2	多文化共生論		2
													医療通訳概論	2	医療通訳概論		2
													医療通訳実習	6			
													医療通訳課題研究	4			
													《英語コース》				
													医療通訳英語	2	医療通訳英語		2
													医療通訳英語実務	2	医療通訳英語実務		2
													医療通訳英語演習	2			
													《中国語コース》				
						医療通訳中国語	2	医療通訳中国語	2								
						医療通訳中国語実務	2	医療通訳中国語実務	2								
						医療通訳中国語演習	2										

藤田医科大学大学院学則（別表）新旧対照表

新							旧									
別表3-2 保健学研究科保健学専攻 博士後期課程、授業科目及び単位表																
研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備考	研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備考	
				必修科目	単位	選択科目						単位	必修科目	単位		選択科目
保健学研究科	保健学専攻	共通科目		保健科学概論	2											
				保健科学研究論	2											
		看護学領域	看護学分野	保健看護融合科学特別研究	6	保健看護融合科学特論	2									
						保健看護融合科学演習	2									
		リハビリテーション科学領域	リハビリテーション療法科学分野	リハビリテーション療法科学特別研究	6	リハビリテーション療法科学特論Ⅰ (リハビリテーション教育科学)	2									
						リハビリテーション療法科学特論Ⅱ (リハビリテーション教育科学)	2									
						リハビリテーション療法科学特論Ⅲ (生体情報・治療システム科学)	2									
						リハビリテーション療法科学特論Ⅳ (運動制御計測科学)	2									
						リハビリテーション療法科学演習Ⅰ (リハビリテーション教育科学)	2									
						リハビリテーション療法科学演習Ⅱ (リハビリテーション教育科学)	2									
		リハビリテーション療法科学演習Ⅲ (生体情報・治療システム科学)	2													
		リハビリテーション療法科学演習Ⅳ (運動制御計測科学)	2													

藤田医科大学大学院学則（別表）新旧対照表

新				旧																																																			
<p>別表<u>4</u> 大学院医学研究科学費等</p> <p>1. 修士課程は令和2年度入学者から、博士課程は平成23年度入学者から適用する。</p> <p>2. 専門職学位課程は令和5年度入学者から適用する。</p> <p>3. 博士課程は平成22年度以前の入学者については、入学時の授業料が適用される。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">修 士 課 程</th> <th style="width: 25%;">博 士 課 程</th> <th style="width: 35%;">専 門 職 学 位 課 程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入 学 検 定 料</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> </tr> <tr> <td>入 学 金</td> <td style="text-align: center;">150,000 円</td> <td style="text-align: center;">150,000 円</td> <td style="text-align: center;">150,000 円</td> </tr> <tr> <td>授 業 料</td> <td style="text-align: center;">(年) 750,000 円</td> <td style="text-align: center;">(年) 800,000 円</td> <td style="text-align: center;">(1年目)900,000 円 (2年目)750,000 円</td> </tr> <tr> <td>実 験 実 習 費</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">(自 己 支 弁)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">900,000 円</td> <td style="text-align: center;">950,000 円</td> <td style="text-align: center;">(1年目)1050,000 円 (2年目) 750,000 円</td> </tr> </tbody> </table>					修 士 課 程	博 士 課 程	専 門 職 学 位 課 程	入 学 検 定 料	20,000 円	20,000 円	20,000 円	入 学 金	150,000 円	150,000 円	150,000 円	授 業 料	(年) 750,000 円	(年) 800,000 円	(1年目)900,000 円 (2年目)750,000 円	実 験 実 習 費	—	(自 己 支 弁)	—	計	900,000 円	950,000 円	(1年目)1050,000 円 (2年目) 750,000 円	<p>別表<u>3</u> 大学院医学研究科学費等</p> <p>1. 修士課程は令和2年度入学者から、博士課程は平成23年度入学者から適用する。</p> <p>2. 専門職学位課程は令和5年度入学者から適用する。</p> <p>3. 博士課程は平成22年度以前の入学者については、入学時の授業料が適用される。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">修 士 課 程</th> <th style="width: 25%;">博 士 課 程</th> <th style="width: 35%;">専 門 職 学 位 課 程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入 学 検 定 料</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> </tr> <tr> <td>入 学 金</td> <td style="text-align: center;">150,000 円</td> <td style="text-align: center;">150,000 円</td> <td style="text-align: center;">150,000 円</td> </tr> <tr> <td>授 業 料</td> <td style="text-align: center;">(年) 750,000 円</td> <td style="text-align: center;">(年) 800,000 円</td> <td style="text-align: center;">(1年目)900,000 円 (2年目)750,000 円</td> </tr> <tr> <td>実 験 実 習 費</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">(自 己 支 弁)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">900,000 円</td> <td style="text-align: center;">950,000 円</td> <td style="text-align: center;">(1年目)1050,000 円 (2年目) 750,000 円</td> </tr> </tbody> </table>					修 士 課 程	博 士 課 程	専 門 職 学 位 課 程	入 学 検 定 料	20,000 円	20,000 円	20,000 円	入 学 金	150,000 円	150,000 円	150,000 円	授 業 料	(年) 750,000 円	(年) 800,000 円	(1年目)900,000 円 (2年目)750,000 円	実 験 実 習 費	—	(自 己 支 弁)	—	計	900,000 円	950,000 円	(1年目)1050,000 円 (2年目) 750,000 円
	修 士 課 程	博 士 課 程	専 門 職 学 位 課 程																																																				
入 学 検 定 料	20,000 円	20,000 円	20,000 円																																																				
入 学 金	150,000 円	150,000 円	150,000 円																																																				
授 業 料	(年) 750,000 円	(年) 800,000 円	(1年目)900,000 円 (2年目)750,000 円																																																				
実 験 実 習 費	—	(自 己 支 弁)	—																																																				
計	900,000 円	950,000 円	(1年目)1050,000 円 (2年目) 750,000 円																																																				
	修 士 課 程	博 士 課 程	専 門 職 学 位 課 程																																																				
入 学 検 定 料	20,000 円	20,000 円	20,000 円																																																				
入 学 金	150,000 円	150,000 円	150,000 円																																																				
授 業 料	(年) 750,000 円	(年) 800,000 円	(1年目)900,000 円 (2年目)750,000 円																																																				
実 験 実 習 費	—	(自 己 支 弁)	—																																																				
計	900,000 円	950,000 円	(1年目)1050,000 円 (2年目) 750,000 円																																																				
<p>別表<u>5</u> 大学院医療科学研究科学費等</p> <p>1. 入学手続時においては、入学金及び年間授業料のうち375,000円を納付すること。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">修 士 課 程</th> <th style="width: 50%;">博 士 後 期 課 程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入 学 検 定 料</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> </tr> <tr> <td>入 学 金</td> <td style="text-align: center;">150,000 円</td> <td style="text-align: center;">150,000 円</td> </tr> <tr> <td>授 業 料</td> <td style="text-align: center;">(年) 750,000 円</td> <td style="text-align: center;">(年) 750,000 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">900,000 円</td> <td style="text-align: center;">900,000 円</td> </tr> </tbody> </table>					修 士 課 程	博 士 後 期 課 程	入 学 検 定 料	20,000 円	20,000 円	入 学 金	150,000 円	150,000 円	授 業 料	(年) 750,000 円	(年) 750,000 円	計	900,000 円	900,000 円	<p>別表<u>4</u> 大学院保健学研究科学費等</p> <p>1. 修士課程は平成24年度入学者から、博士後期課程は平成27年度入学者から適用する。</p> <p>2. 入学手続時においては、入学金及び年間授業料のうち375,000円を納付すること。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">修 士 課 程</th> <th style="width: 50%;">博 士 後 期 課 程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入 学 検 定 料</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> </tr> <tr> <td>入 学 金</td> <td style="text-align: center;">150,000 円</td> <td style="text-align: center;">150,000 円</td> </tr> <tr> <td>授 業 料</td> <td style="text-align: center;">(年) 750,000 円</td> <td style="text-align: center;">(年) 750,000 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">900,000 円</td> <td style="text-align: center;">900,000 円</td> </tr> </tbody> </table>					修 士 課 程	博 士 後 期 課 程	入 学 検 定 料	20,000 円	20,000 円	入 学 金	150,000 円	150,000 円	授 業 料	(年) 750,000 円	(年) 750,000 円	計	900,000 円	900,000 円																		
	修 士 課 程	博 士 後 期 課 程																																																					
入 学 検 定 料	20,000 円	20,000 円																																																					
入 学 金	150,000 円	150,000 円																																																					
授 業 料	(年) 750,000 円	(年) 750,000 円																																																					
計	900,000 円	900,000 円																																																					
	修 士 課 程	博 士 後 期 課 程																																																					
入 学 検 定 料	20,000 円	20,000 円																																																					
入 学 金	150,000 円	150,000 円																																																					
授 業 料	(年) 750,000 円	(年) 750,000 円																																																					
計	900,000 円	900,000 円																																																					
<p>別表<u>6</u> 大学院保健学研究科学費等</p> <p>1. 修士課程は平成24年度入学者から、博士後期課程は平成27年度入学者から適用する。</p> <p>2. 入学手続時においては、入学金及び年間授業料のうち375,000円を納付すること。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">修 士 課 程</th> <th style="width: 50%;">博 士 後 期 課 程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入 学 検 定 料</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> </tr> <tr> <td>入 学 金</td> <td style="text-align: center;">150,000 円</td> <td style="text-align: center;">150,000 円</td> </tr> <tr> <td>授 業 料</td> <td style="text-align: center;">(年) 750,000 円</td> <td style="text-align: center;">(年) 750,000 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">900,000 円</td> <td style="text-align: center;">900,000 円</td> </tr> </tbody> </table>					修 士 課 程	博 士 後 期 課 程	入 学 検 定 料	20,000 円	20,000 円	入 学 金	150,000 円	150,000 円	授 業 料	(年) 750,000 円	(年) 750,000 円	計	900,000 円	900,000 円	<p>別表<u>4</u> 大学院保健学研究科学費等</p> <p>1. 修士課程は平成24年度入学者から、博士後期課程は平成27年度入学者から適用する。</p> <p>2. 入学手続時においては、入学金及び年間授業料のうち375,000円を納付すること。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">修 士 課 程</th> <th style="width: 50%;">博 士 後 期 課 程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入 学 検 定 料</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> </tr> <tr> <td>入 学 金</td> <td style="text-align: center;">150,000 円</td> <td style="text-align: center;">150,000 円</td> </tr> <tr> <td>授 業 料</td> <td style="text-align: center;">(年) 750,000 円</td> <td style="text-align: center;">(年) 750,000 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">900,000 円</td> <td style="text-align: center;">900,000 円</td> </tr> </tbody> </table>					修 士 課 程	博 士 後 期 課 程	入 学 検 定 料	20,000 円	20,000 円	入 学 金	150,000 円	150,000 円	授 業 料	(年) 750,000 円	(年) 750,000 円	計	900,000 円	900,000 円																		
	修 士 課 程	博 士 後 期 課 程																																																					
入 学 検 定 料	20,000 円	20,000 円																																																					
入 学 金	150,000 円	150,000 円																																																					
授 業 料	(年) 750,000 円	(年) 750,000 円																																																					
計	900,000 円	900,000 円																																																					
	修 士 課 程	博 士 後 期 課 程																																																					
入 学 検 定 料	20,000 円	20,000 円																																																					
入 学 金	150,000 円	150,000 円																																																					
授 業 料	(年) 750,000 円	(年) 750,000 円																																																					
計	900,000 円	900,000 円																																																					

藤田医科大学大学院医療科学研究科委員会規程（案）

令和6年規程第〇号

施行 令和6年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、藤田医科大学大学院学則（昭和53年規程第1号。以下、学則という）第8条に基づき、藤田医科大学大学院医療科学研究科（以下、本研究科という）の重要事項を審議するために設置する大学院医療科学研究科委員会（以下、委員会という）について必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の構成）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

（1）研究科長

（2）副研究科長

（3）本研究科の研究指導科目を担当する専任の教授

2. 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

3. 委員長は、その指名により副委員長を置くことができる。

4. 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

5. 委員長は、必要と認めるときは、本研究科の授業科目を担当する委員以外の専任の教授又は准教授を陪席させ、その意見を聴くことができる。

（任期）

第3条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 委員に欠員を生じ、これを補充した場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第4条 委員会は、学則第8条第2項に定める事項について、学長が決定を行うに当たり、意見を述べる。

2. 委員会は、学則第8条第3項に定める事項について審議し、学長又は研究科長の求めに応じて、意見を述べることができる。

3. 委員会は、前各項に定める場合のほか、教育研究に関する事項について審議し、その結果を学長又は研究科長に伝えることができる。

（委員会の開催）

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2. 委員会は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、委員長は、必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

（定足数）

第6条 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席により成立する。

2. 前項の委員の定足数には、留学中の者及び休職中の者は加えない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、特別に定める場合のほか、出席した委員の過半数の賛成をもってこれを決する。なお、賛否同数のときは議長が決する。

2. 議事において票決を要するときは、無記名投票により行う。

(議事録等)

第8条 委員長は、議事の経過及び結果を、議事録として作成する。

2. 議事録は、大学事務局総務部庶務課において保管する。

(雑則)

第9条 この規程に定める事項のほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、大学事務局学務部大学院学務課が行う。

(改正)

第11条 この規程の改正は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。